

別紙

内部統制報告制度にどう取り組むか (上場会社の取組状況に関する調査結果)

2008年7月24日

株式会社 日本総合研究所

総合研究部門

経営システム研究クラスター

<http://www.jri.co.jp/>

目次

調査結果

- | | |
|-------------------------|-----|
| 1 . 進捗状況および整備・評価の体制 | p1 |
| 2 . 評価対象範囲の設定水準 | p5 |
| 3 . 内部統制の整備水準および整備の実務対応 | p18 |
| .J-SOX 対応上の今後の留意点 | p31 |

調査結果

1. 進捗状況及び整備・評価の体制

[狙い]

2008年4月から、3月期決算会社の内部統制報告制度が開始されたが、内部統制整備が遅れていれば、会計監査人の内部統制監査スケジュールに対応できないことも懸念される。そこで、各社の内部統制整備の進捗実態を調査するとともに、進捗に影響を与えるであろう外部機関の利用状況や社内の推進体制の実態を調査した。

結果概要

- J-SOX 対応の進捗について、3月期決算会社では、文書化作業中が約20%、文書化完了までを含めると40%～55%となっており、評価の実施はこれからという状況。また、1部上場会社に比して新興市場の進捗が遅れ気味。
- J-SOX 対応における外部機関の利用状況について、すべて自社で進めている会社は、11%にとどまり、会計監査人とのアドバイザリー契約をはじめ、約9割弱の会社が外部機関の支援を受けており、会社独自での対応が困難であったことが伺われる。
- 社内でのJ-SOXへの対応に関与する人員について、規模の小さい会社ほど、専任体制は難しく、兼務で対応せざるを得ない状況がうかがえる。
- 内部統制評価体制について、規模に拠らず、自己点検と独立性評価を併用する会社が多く見られる。

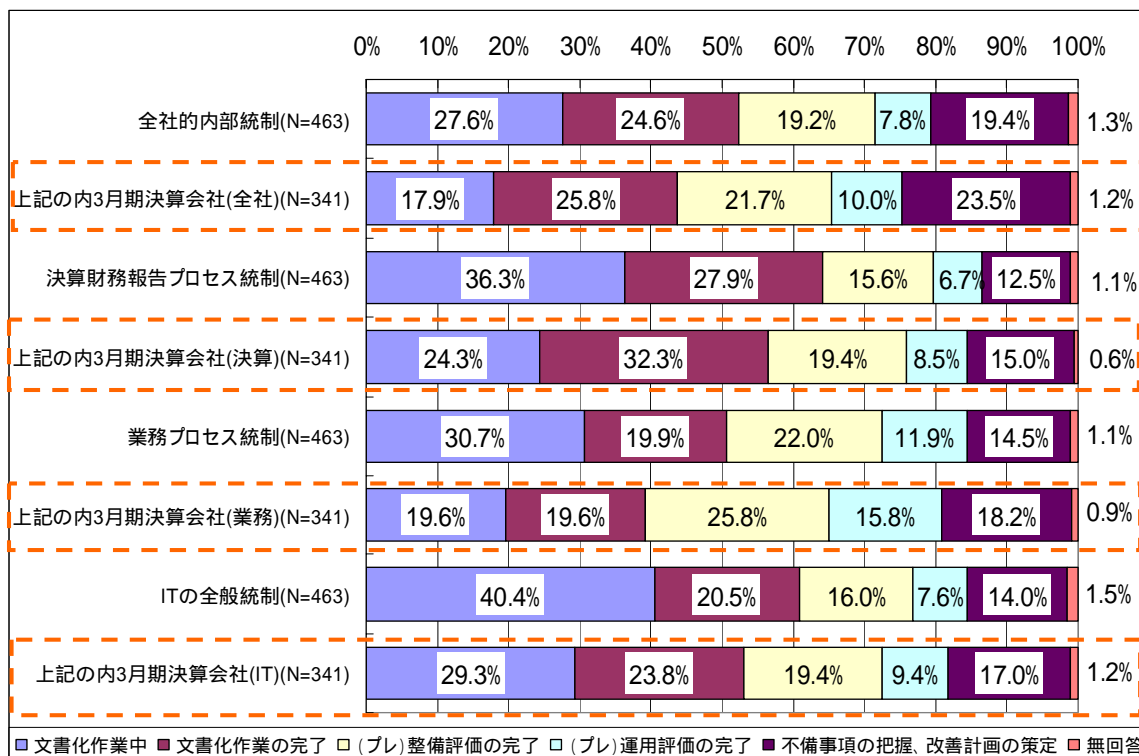
Q1. 金融商品取引法でもとめられる内部統制への対応(以後、「J-SOX 対応」と表示します)の進捗状況について

この質問項目では、全社的內部統制 決算財務報告プロセス統制 業務プロセス統制 ITの全般統制の4分野毎にJ-SOX対応の進捗を確認した。

4月からの本番適用開始の対象となる3月期決算会社の各社では、全社的內部統制、決算財務報告プロセス統制、業務プロセス統制、ITの全般統制などの分野別の状況については、ITの全般統制と決算財務報告プロセス統制について若干進捗が遅れている。

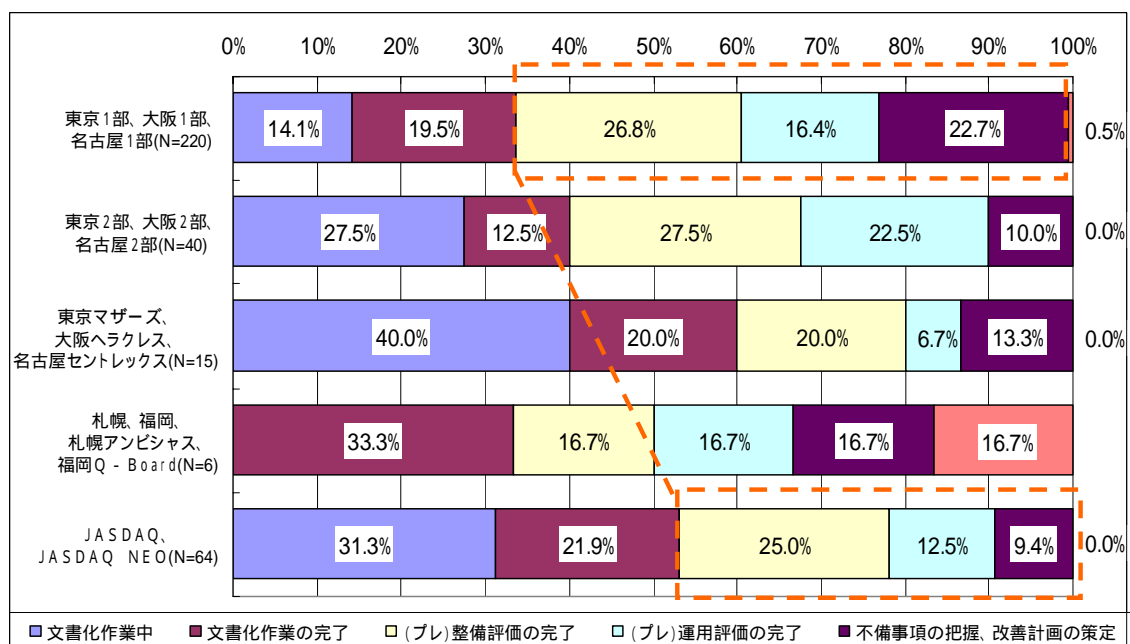
また、3月期決算会社における業務プロセス統制の文書化作業について、約20%の会社が文書化中と回答しており、これから評価に取り組む予定の会社が多い事がわかる。

図1. 内部統制整備進捗状況 2008年4月現在



また、上場市場別に進捗状況の比較を行うと、1部市場の上場会社の進捗が早く、新興市場の会社の進捗が遅れている状況がみられた。

図2. 3月期決算会社 上場市場別の平均的内部統制進捗状況



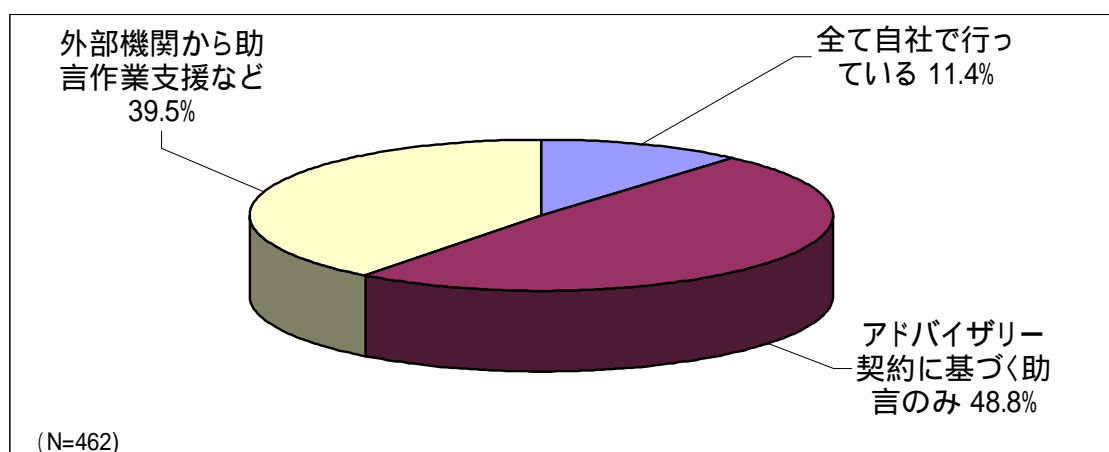
Q2. 貴社の J-SOX 対応に関する外部機関の利用状況について

本質問では、J-SOX 対応において、どのような外部の機関を、どの程度利用しているかを確認した。

結果、外部機関を利用せず、全て自社で行っている会社は全体の 1 割程度であり、独自の対応が困難だった事が伺える。残り 9 割程度は、会計監査人（監査法人）とのアドバイザリー契約⁽¹⁾や、会計監査人（監査法人）やコンサルティング会社から作業の支援を受けて対応している。その中でも、会計監査人（監査法人）とのアドバイザリー契約を結んでいる会社が約半数を占めている。

これは、実施基準⁽²⁾の公開が遅かった為、また実施基準が公開されても実務的に判断に迷う項目も多かったのではないかと考えられる。

図 3 . 外部機関の利用状況



Q3. 貴社の J-SOX 対応に関与している人数について

本質問では、J-SOX 対応、すなわち内部統制の整備・文書化や評価作業に関与している人数を、ほとんどの勤務時間を J-SOX 対応に従事している人を専任者、少しでも J-SOX に携わった専任者以外の関係者を兼務者と定義、区分し確認した。

会社規模別に、関与人数を見ると、会社規模が大きくなれば、総人数も多くなるが、3,000 億円を境に関与する総人数が大きく増加するという傾向が見て取れる。

表1. J-SOX に関与している人員体制

売上高規模	平均専従者人数(人)	平均兼務者人数(人)	総人数(人)
100億円未満	0.8	5.8	6.60
500億円未満	1.5	9.4	10.90
1,000億円未満	2.2	11.1	13.30
3,000億円未満	3.1	10.4	13.50
5,000億円未満	6.1	32.5	38.60
1兆円未満	4.4	21.7	26.10
1兆円以上	15.9	31.9	47.80

(N=463)

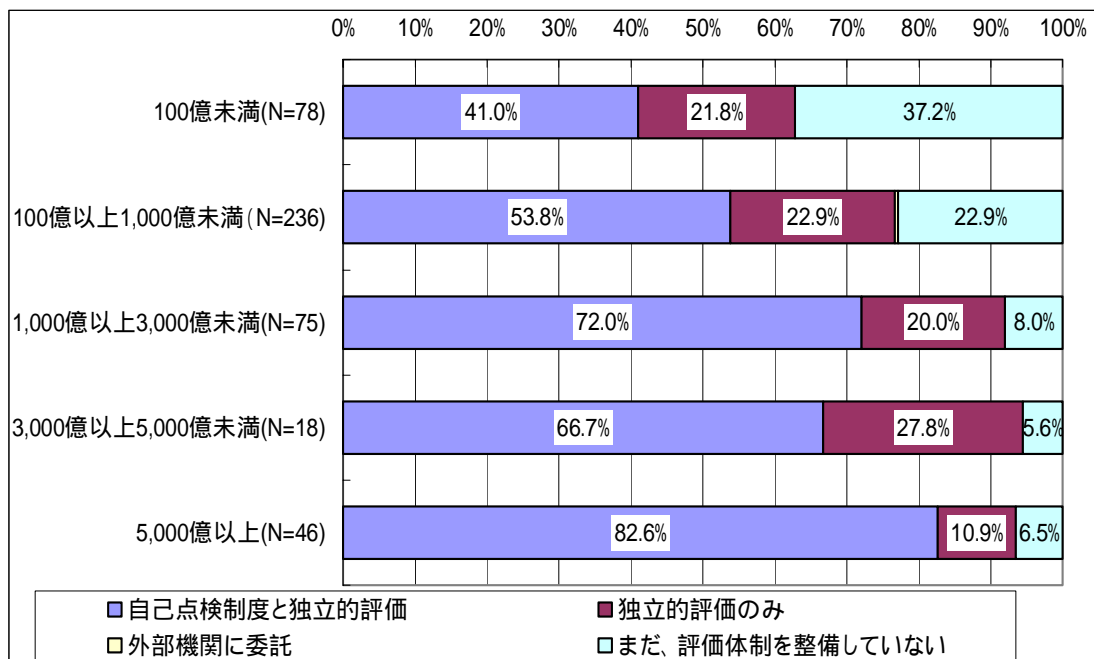
Q4. 貴社の内部統制評価体制について

本質問では、J-SOX 対応における内部統制評価体制について、評価体制の選択肢である自己点検、独立性評価、外部機関への委託をどのように採用（もしくは併用）しているかを確認した。

自己点検と独立的評価を併用している会社が、全体的に比較的多く見られる。その中でも会社規模が大きくなるにつれ、増加する傾向が見られた。

また、4月の段階で評価体制を整備していない会社は、規模の小さい会社ほど多く、100億円未満の会社では、全体の4割弱の会社が整備していない状況である。

図4. 内部統制評価体制の整備状況



2. 評価対象範囲の設定水準

[狙い]

内部統制の評価対象範囲の設定は、会計監査人との協議事項としてまず取り組まなければならない。実施基準では、例えば、いわゆる重要拠点の設定は、連結ベースの売上高等の2/3程度に達する拠点までとして良いとされているが、売上高以外の、他の指標の適用にも含みを持たせ、質的な重要性を加味して設定することも示唆されている。

この例のように質的重要性の判定は各社各様の基準で、任意に設定することが可能なため、実施基準の解釈によっては、各社間で評価対象範囲の設定にバラツキが生じていると考えられ、これが今後の内部統制評価に影響を与える懸念もある。

そこで、各社が採用した重要拠点や僅少拠点の判断基準や業務プロセスの対象範囲、IT統制の評価項目など、また、会計監査人との協議の現状を調査した。

結果概要

- 重要拠点の選定において、全体の5割程度の会社は、量的基準として売上高のみを単一指標として採用している。
- 他方、複数指標を採用している会社も5割程度見られた。複数指標で重要拠点を判断する場合、総合的な観点で判断するケースが約5割程度見られた。
- 僅少な拠点の選定においても同様の傾向がみられた。
- 決算財務報告プロセスの文書化本数、決算財務報告プロセス以外の文書化本数についても、会社毎にバラツキが見られ、業務プロセスの評価対象範囲の設定でも、各会社で選定基準が異なっていることが背景にあると思われる。
- 特に、売上、売掛金及び棚卸資産以外の勘定科目に関する業務プロセスで、固定資産関連、人件費関連、購買関連の業務プロセスを評価の対象範囲に入れた会社は、それぞれ、約5割、約4.5割、約7割に及ぶ。また、これらの業務プロセスの選定については、設定した会社の約30~40%が会計監査人のアドバイスを受け、決定している。いわゆる質的重要性の基準を採用し、自社独自で評価の対象範囲とする判断が難しいということがわかる。
- ITの全般統制の評価項目数の設定では、会計監査人のアドバイスに従う傾向が他に比較して多い。また、アドバイスを受けた会社では、評価項目数が多いと考えられている。妥当と考える評価項目数の水準について、会計監査人と会社でのギャップが生じている。

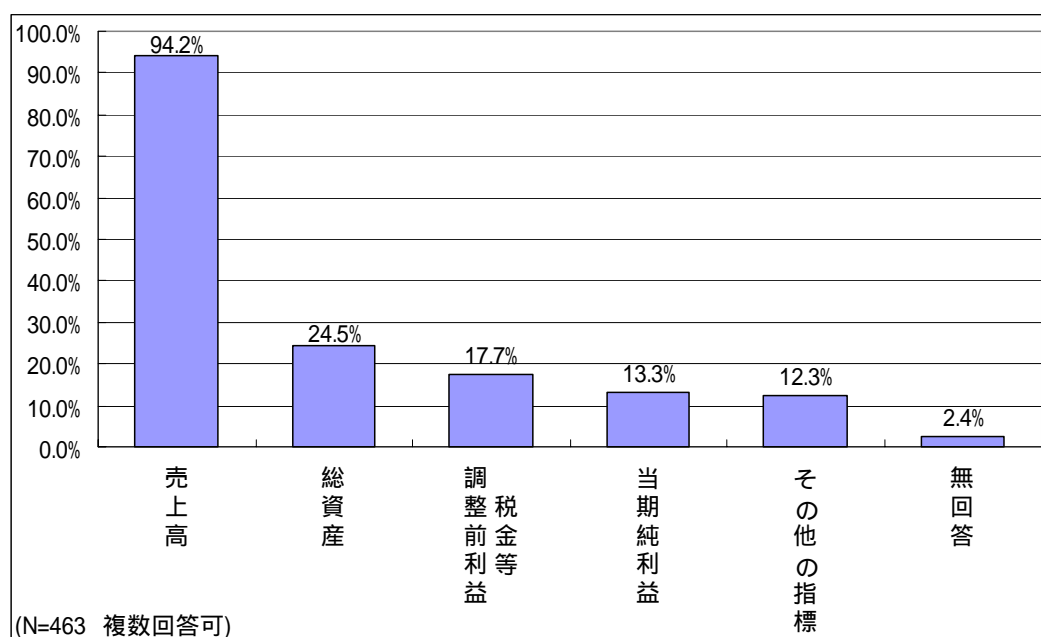
Q6-1.重要拠点選定のための指標について

実施基準 2.(2). では、業務プロセス統制の評価対象とする事業拠点は、連結ベースの売上高等の 2/3 程度に達する拠点までとしてよいとしている。重要な事業拠点の選定において定量的基準として、「売上高等」という表現で、売上高指標以外の指標についても、各会社の状況に応じて検討するということには含みを持たせており、各会社に判断が任せられている。本質問では、実務対応上、具体的にどのような指標を採用しているかを確認した。

結果として、実施基準に記載されている、様々な指標の中で、少なくとも売上高（連結消去前、後を含む）を利用した会社は 95%程度と推定される。

なお、総資産の指標を使用したと回答した会社は、回答された会社全体の 25%弱程度（連結消去前、消去後を含めて）である。税金等調整前利益を加味したのが 18%程度、当期純利益が 13%程度となっている。

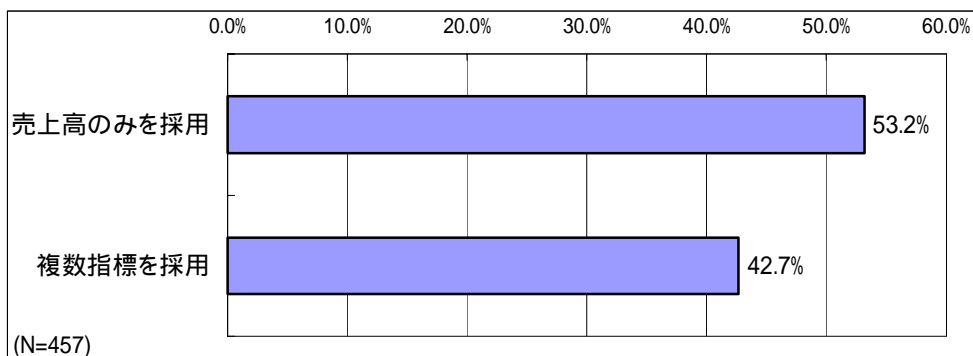
図 5 . 重要拠点の選定に採用した指標



(図 5 . における指標は連結消去前後を統合している)

なお、売上高（連結消去前、消去後を含む）のみで選定している会社は全体の 5 割強であった。また、売上高を含む複数の指標を併用したと回答した会社は全体の 4 割程度であった。

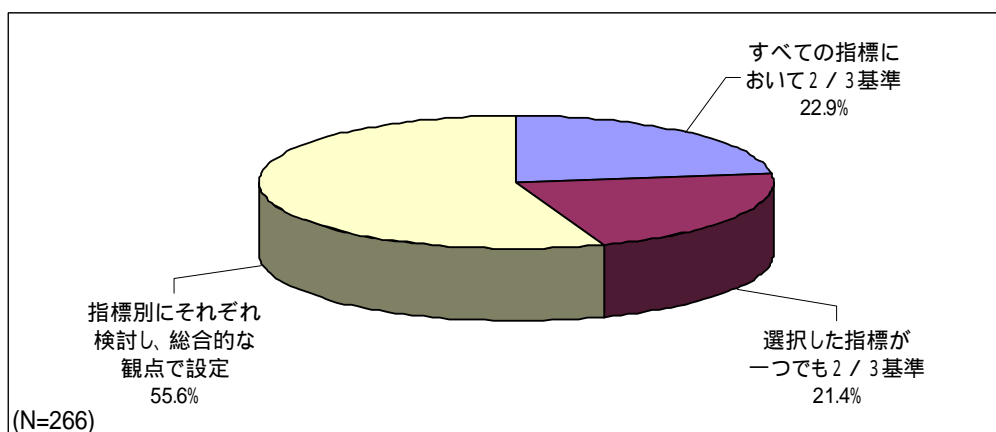
図6．売上高のみを採用した会社と複数指標を採用した会社の比率



続いて、複数の指標が選択されている場合、それぞれの指標の利用方法について確認した。なお、この点についても、実施基準においては明示されていない点である。

無回答を除き、回答された会社のうち、半数以上は、総合的な観点で重要拠点を設定している。つまり、複数の指標の取扱は個社の事情を鑑みながら会計監査人と打合せを行って決めている。一定の判断基準は決められておらず、各会社の事情に応じて、質的な重要性の観点を取り入れ選定を行っている状況が見受けられる。

図7．重要拠点の定量基準の活用

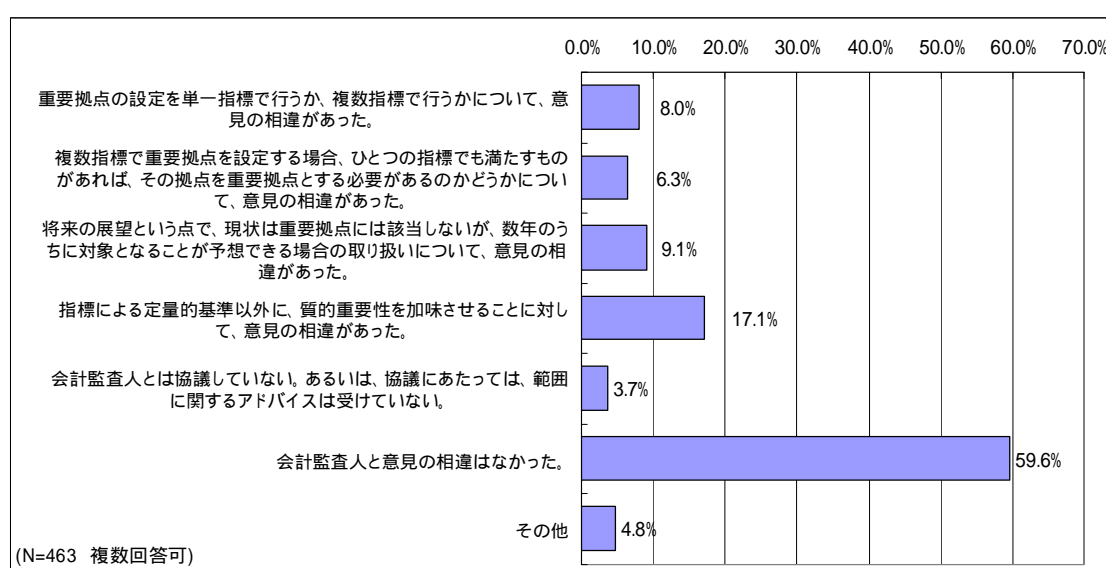


また、重要拠点の選定にあたって、どのような点で会計監査人との意見の相違があったかについて確認した。

結果、会計監査人と意見の相違はなかったとする会社は 6 割程度であった。逆に 4 割程度の会社は、なんらかの点で会計監査人との意見の相違があった。

特に、意見の相違が多かったのは、重要拠点の選定に当たって、質的重要性を加味するという点であり、全体の 17% 程度の会社に見られた。

図 8 . 重要拠点設定での会計監査人との意見の相違の有無



更に、複数の指標を採用している場合の重要拠点の選定方法（上記図 6 参照）でも、会計監査人との意見の相違の有無に違いが見られる。

今回の調査では、すべての指標で 2/3 以上という基準を満たす拠点、また、ひとつでも 2/3 以上であれば重要拠点にするという基準を採用している会社が、全体の 65% 程度の会社では、会計監査人との意見の相違はなかったとしているが、総合的な観点を採用した会社では、5 割強に減り、質的重要性を加味するために意見の相違が、他に比して増える状況である。

つまり、実施基準及び Q&A₃ では、概ね 2/3 という定量的な基準が示されているものの、実際の基準の適用にあたっては、会社独自の判断で決定することは難しく、会計監査人との協議は避けられなかったようだ。

表 2 . 選定基準と会計監査人との意見の相違

図7 図8	重要拠点の設定を単一指標で行うか、複数指標で行うかについて、意見の相違があった。	複数指標で重要拠点を設定する場合、ひとつの指標でも満たすものがあれば、その拠点を重要拠点とする必	数年のうちに対象となることが予想できる場合の取り扱いについて、意見の相違があった。	指標による定量的基準以外に、質的重要性を加味させることに対して、意見の相違があった。	会計監査人とは協議していない。あるいは、協議にあたっては、範囲に関するアドバイスは受けていない。	会計監査人と意見の相違はなかった。	その他
すべての指標において、2 / 3 基準を満たした拠点を重要拠点として設定	14.8%	6.6%	9.8%	18.0%	3.3%	62.3%	1.6%
選択した指標が一つでも2 / 3 基準をみたせば、その指標に該当する拠点を重要拠点として設定	8.8%	8.8%	7.0%	10.5%	5.3%	59.6%	7.0%
指標別にそれぞれ検討し、総合的な観点で重要拠点を設定	12.8%	12.8%	17.6%	25.7%	2.0%	53.4%	4.1%

その他、会計監査人との間では、例えば、以下のような協議が行われており、参考までに付記する。

会計監査人の意見が固まっていないので暫定決定扱いとされた。

会計監査人からの回答は保留された。

持分法会社の取り扱いについての意見の相違があった。

事業拠点の単位をどのように設定するかについて意見の相違があった。

BS.PL を作成する会社単位で設定するのか、事業部単位で切りわけて設定するのかの意見の相違があった。

セグメント情報として掲載されている事業拠点は、選定しなければならないのかの意見の相違があった。

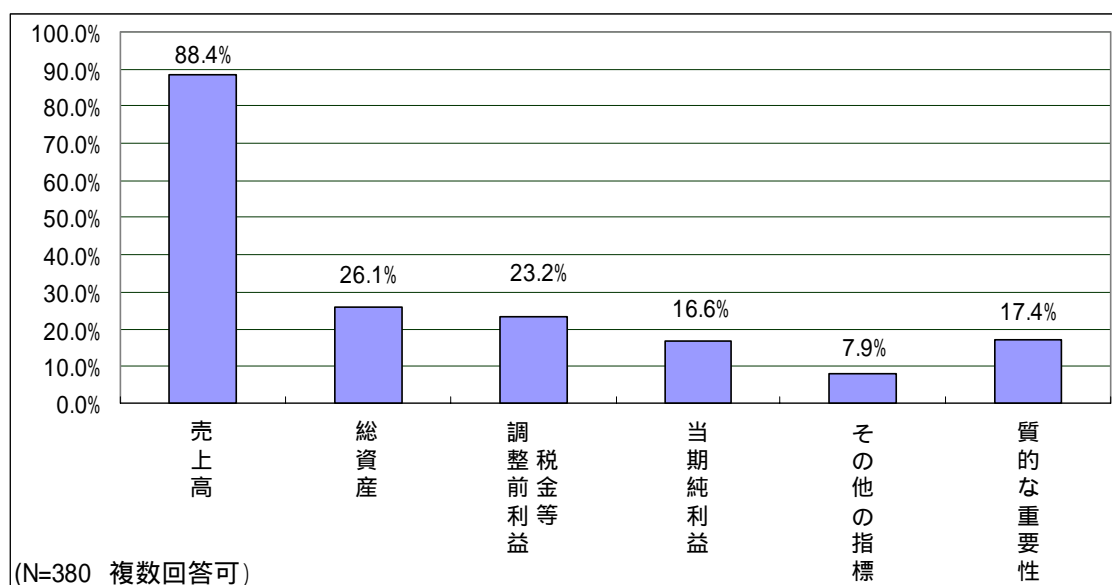
概ね 2/3 の解釈について、60% ~ 70%か、2/3 超かなどの意見の相違があった。

Q7. 実施基準での僅少である事業拠点の判定について

実施基準 2.(2). では、Q6 と同様に、財務報告に対する影響が僅少である事業拠点(以下、僅少な拠点)については、全社的な内部統制の評価の対象外としてよいとされている。さらに、Q&A 問3 では、例えば売上高の95%に入らないような連結子会社を僅少と判断してよいものとされている。これらを踏まえ、本項では、僅少な拠点を実務対応上どのように選定しているのかについて確認した。

僅少拠点の設定においても、無回答、及び、僅少拠点の設定のない会社を除いた会社で、僅少拠点の判定指標として、少なくとも売上高を採用した会社は、90%近くになる。また、総資産を加味した会社は全体の26%程度である。税前利益を加味した会社も23%あり、当期純利益は17%程度であった。

図9. 僅少な拠点の選定に採用した指標



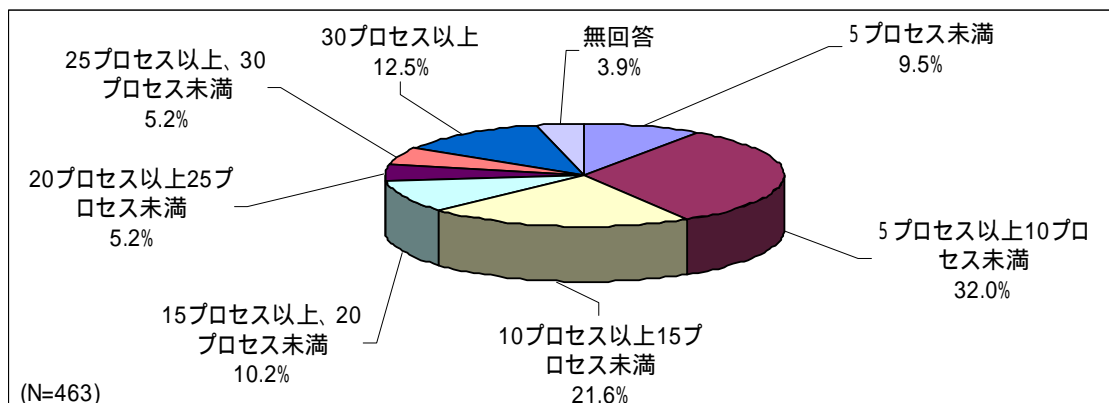
Q8. 決算・財務報告に係る業務プロセスでの文書化の対象とされたプロセス本数などについて

決算財務報告に係る業務プロセスについては、実施基準 2.(2). で記載される評価対象とする業務プロセスの識別を元に選定されているものと思われる。これを受けて、各会社で選定したプロセス本数を確認した。

決算財務報告プロセスで評価対象プロセス本数としては、5 プロセスから15 プロセスで評価を実施する会社は全体の5割強となる。多くの会社は、実施基準に則して、いわゆる

見積み業務（引当金や固定資産の減損損失、繰延税金資産（負債）などを中心に文書化の対象としたと考えられる。 但し、全体的にみて、各社間でバラツキがみられる。

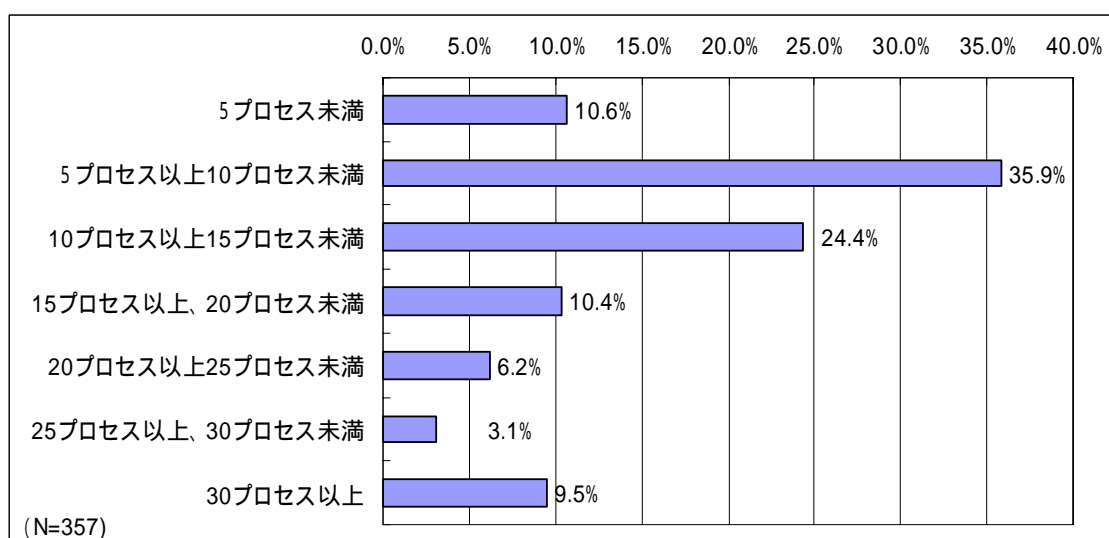
図 10. 決算・財務報告に係る業務プロセスの文書化本数



同時に、選定した決算・財務報告に係る業務プロセスの文書化本数について、何本程度が妥当と考えるかどうか、そのレベル感を確認した。

結果として、会計監査人のアドバイスの有無による評価対象プロセス本数の分布上での差異は少ない。つまり、共通した選定基準にしたがって設定したというよりも、個々の状況に応じて選択されているものと思われる。また、プロセス本数として妥当と考える本数の水準は、5プロセス以上10プロセス未満、及び10プロセス以上15プロセス未満に多く見られた。逆に、30プロセスとなると多いとする会社が増える。

図 11. 妥当と考える決算・財務報告に係る業務プロセスの文書化本数



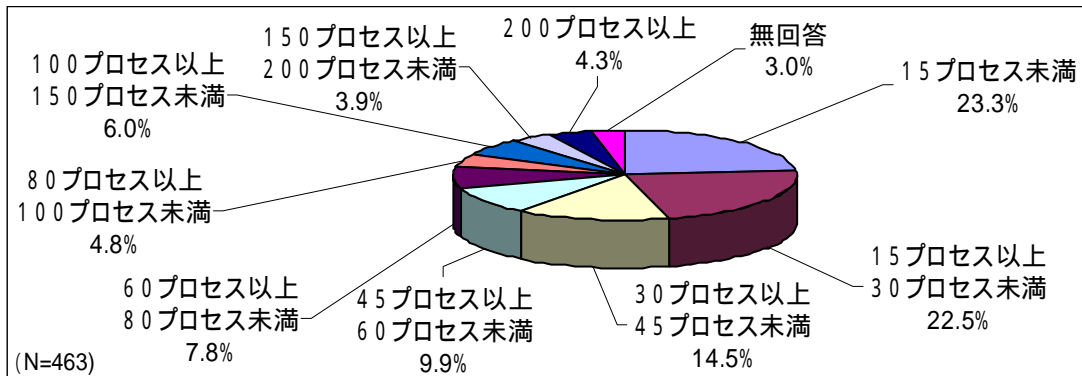
Q9. 決算・財務報告プロセス以外の業務のプロセスの対象プロセス本数について

Q8 同様、実施基準 2.(2) で記載される評価対象とする業務プロセスの対象プロセスの本数を確認した。

対象プロセス本数として、45 プロセス以下とした会社が全体の 65%程度を占めている。

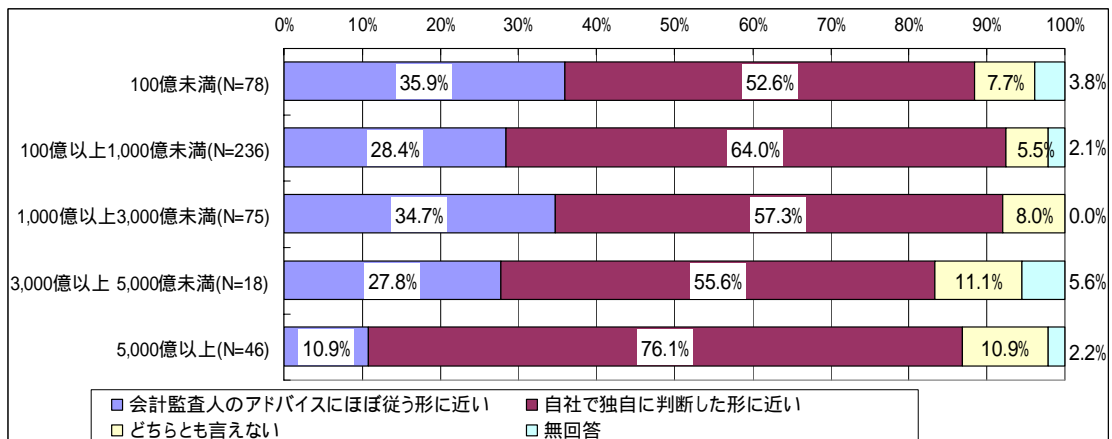
また、対象プロセス本数が多い会社ほど売上規模が大きいという関連は、今回の調査では、顕著には見られなかった。

図 12. 決算財務報告プロセス以外の対象プロセス本数



また、対象とするプロセス本数を誰が判断したか、については、売上高が 5,000 億円以上の規模の大きい会社ほど独自で判断する傾向が強くみられる。逆に、売上高 100 億円未満の会社では、会計監査人のアドバイスに従う会社が 36%と、5000 億円以上の規模の大きい会社に比してその比率が高い。

図 13. 決算財務報告プロセス以外の対象プロセスの選定での会計監査人の関与度合い

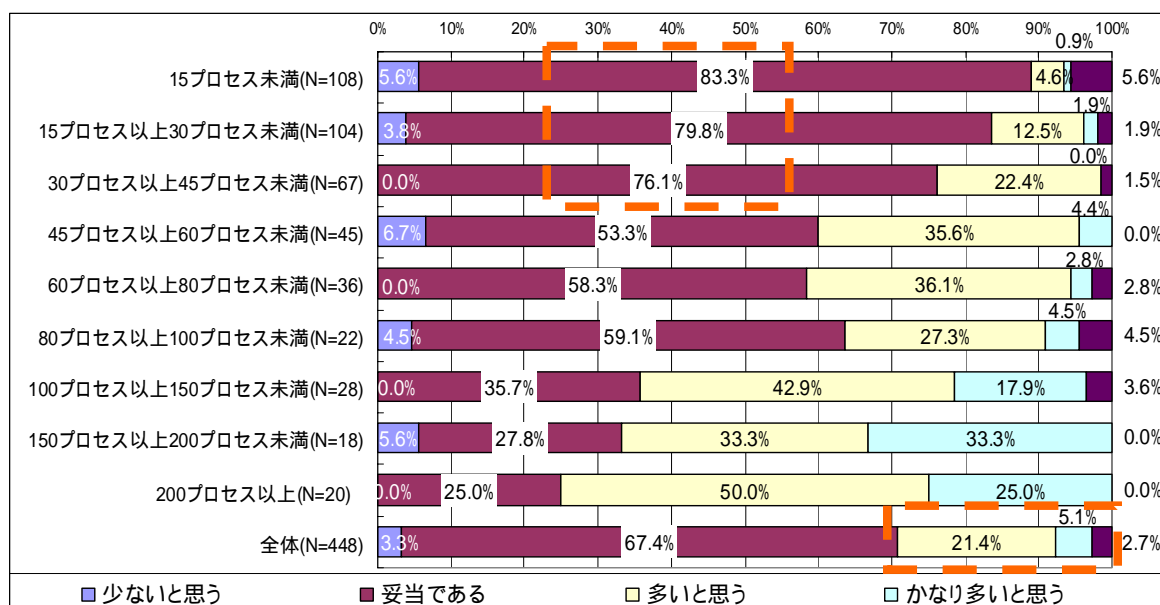


同時に、選定した決算・財務報告プロセス以外の業務プロセスの文書化本数について、何本程度が妥当と考えるかどうか、そのレベル感を確認した。

調査結果では、45 プロセス未満の本数を妥当と考える会社の比率が高くなり、逆に 45 プロセス本数を超えると多いと考える会社が増えてくる。

また、回答会社のうち、文書化対象のプロセス本数が多いと考える会社が全体で 26%程度ある。しかし、多いと回答した会社でも、プロセス本数に差異があり、会社にとっての本数が多いかどうかについては、文書化業務の負担感によるところが大きいと考えられる。100 プロセスを超えると、かなり多いと思うと回答した会社が多くなる。

図 14. 対象業務プロセス本数と負担度



Q10. 販売プロセスでの取引パターン別文書化基準について

Q&A 問 28 では、重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスについて全てを評価しなくてもよいとされている。例えば、ある事業の販売プロセスの受注処理で、情報システムでの EDI 処理の他に、電話受注による手書き処理が一部存在する場合、この手書きで処理する取引パターンが財務報告に与える影響が僅少と判断できる場合、評価の対象とする必要はないと解釈できる。本質問では、取引パターンを評価対象外と判断できる基準は、実務上どのようなものとされているかについて確認した。

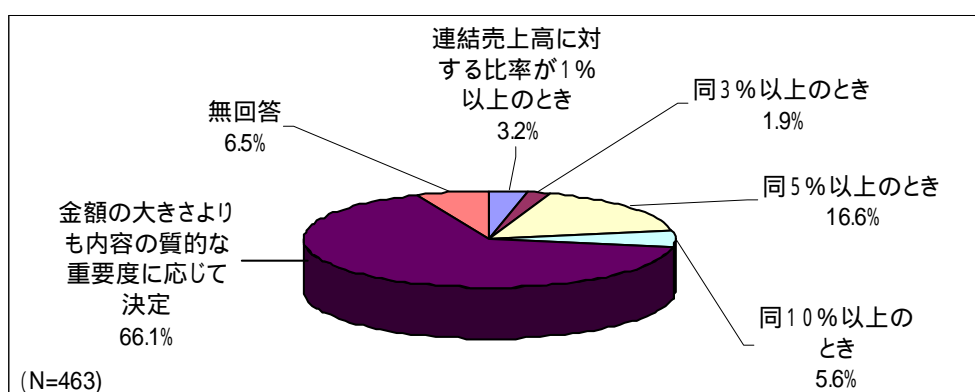
結果、特定の取引パターンを評価の対象にするかどうかについては、質的な重要性に応

じて決めるとする会社が66%であり、定量的な基準を採用する会社は30%程度である。

個々の状況で判断せざるを得ないため内部統制の整備水準として、どの程度の細かさで評価を行うことが妥当かどうかの客観的基準による判断が難しいと思われる。

なお、どのような基準で取引パターンを設定するかについては、会計監査人のアドバイスに基づいて決めた会社と独自に決めた会社とを比較しても、大きな差はみられなかった。会計監査人、経営者双方とも客観的な基準はなく、個々の状況に応じて協議という形で折り合いをつけていくということになる。

図 15. 取引パターンの設定基準

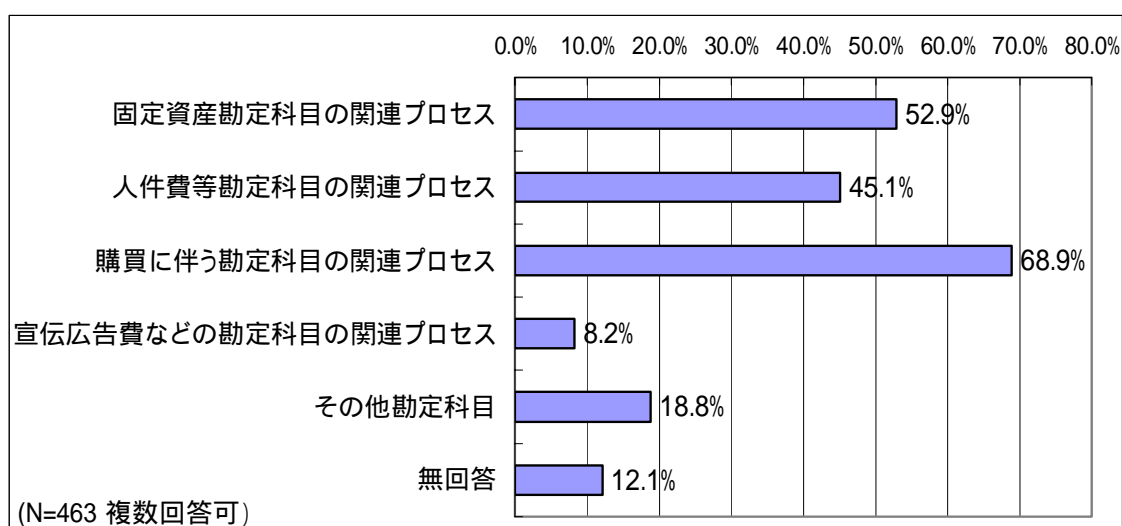


Q11. 売上高、売上債権、棚卸以外の勘定科目に関する業務プロセスの設定について

実施基準 2.(2). で記載される評価対象とする業務プロセスの識別において、売上、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスは、原則として全てを評価の対象とする旨、明確に表記されている。他方、売上、売掛金及び棚卸資産以外の勘定科目については、財務報告への影響を勘案し個別に評価対象に追加するという基準が記載されている。この点について実務対応上、どの程度のバラツキが発生しているかを確認した。

結果は、無回答を除き、固定資産に関する業務プロセスを採用した会社は全体の 5 割、人件費に関する業務プロセスを採用した会社は 4.5 割、購買に関する業務プロセスを採用した会社は 7 割と多い。

図 16. 売上、売掛金及び棚卸資産以外の勘定科目に関する業務プロセスの選択状況



その他勘定科目として、原価計算、現金資金管理、有価証券、研究開発などの業務プロセスが選択されている。

しかし、これらの勘定科目の選択にあたっては、会計監査人のアドバイスに従う率も高く、固定資産では 34%、人件費では 39%、購買では 31%の会社がアドバイスを受けている。これは、重要な勘定科目に関する業務プロセスの選択に当たっては、特に人件費に顕著に見られるように、4 割弱の会社が会計監査人のアドバイスを受けるというように、会社独自で決定できない状況であったと読み替えることもできる。

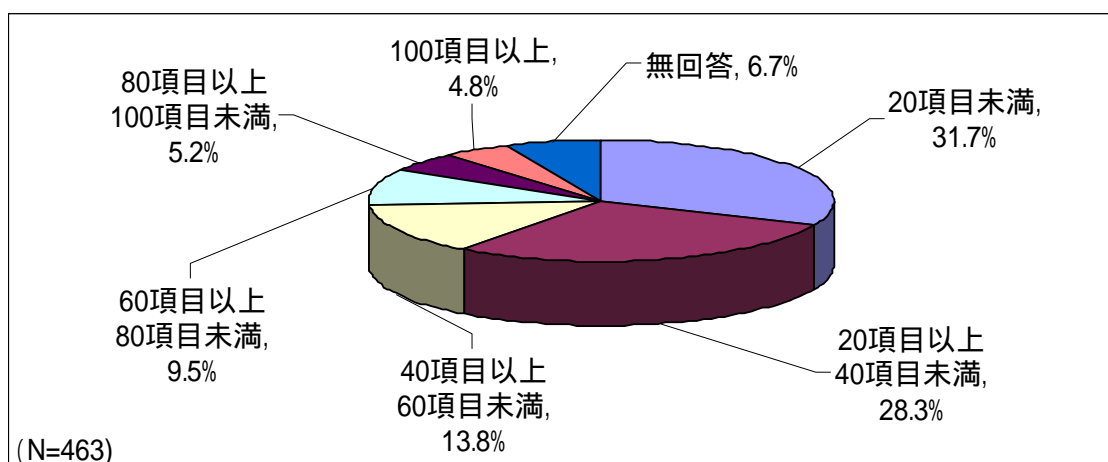
対象となる勘定科目の選定にあたって、売上、売掛金及び棚卸資産以外は、実施基準に明記されていない点で、実務上は会社の判断に任せられるところでもある。このことが、逆にどこまで業務プロセスを増やせばよいのかという点で独自に決定することを難しくさせ、業務プロセスの範囲の設定作業では、混乱を招いたのではないかと推測される。

Q14. IT全般統制の選択した評価項目（統制活動）数について

IT全般統制については、実施基準3.(3). 二.aに例示されるような評価要点を細分化し、評価項目を設定の上、評価するのが一般的である。基盤単位で平均してどのくらいの水準で評価項目数を設定しているのかについて確認した。

結果、40項目未満で全体の60%になる。

図17. IT全般統制評価項目数



また、妥当と考えられている評価項目数を確認した。

評価項目数を妥当と考えるレベルは、20項目、40項目以下のあたりを考えている会社が多い。逆に、40項目以上になると多いと考える会社が多くなる。

表3. IT全般統制評価項目数の負担度

	少ないと思う (N=14)	妥当である (N=286)	多いと思う (N=77)	かなり多いと思う (N=25)	判らない (N=27)
20項目未満	71.4%	39.5%	7.8%	12.0%	51.9%
20項目以上40項目未満	21.4%	32.5%	31.2%	0.0%	37.0%
40項目以上60項目未満	7.1%	13.3%	19.5%	24.0%	11.1%
60項目以上80項目未満	0.0%	8.0%	23.4%	12.0%	0.0%
80項目以上100項目未満	0.0%	4.2%	9.1%	20.0%	0.0%
100項目以上	0.0%	2.4%	9.1%	32.0%	0.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(概ね20%以上を基準に傾向を判断)

なお、会計監査人のアドバイスに従ったとする会社の比率は、全体の 48%と多い。IT の全般統制の評価についてどのように取組むべきかについて迷われた会社は多く、それゆえに会計監査人のアドバイスに従うという手順がとられたものと考えられる。

また、妥当な評価項目数については、「多い」、「かなり多い」という回答した会社では、会計監査人のアドバイスにほぼ従う形で進めた会社の比率が高いということもみられ、会社の判断と監査する側の判断の違いが出てきている。

表 4. 会計監査人のアドバイスへの依存と負担感

	少ないと思う (N=14)	妥当である (N=288)	多いと思う (N=77)	かなり多いと思う (N=25)	判らない (N=27)
会計監査人のアドバイスにほぼ従う形に近い	7.1%	48.6%	66.2%	76.0%	44.4%
自社で独自に判断した形に近い	92.9%	46.9%	27.3%	16.0%	33.3%
どちらとも言えない	0.0%	4.5%	6.5%	8.0%	22.2%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

3. 内部統制の整備水準および整備の実務対応

[狙い]

実施基準がどの程度の内部統制の整備水準を求めているのかは、各社の判断に委ねられていると考えられる。したがって、会計監査人との協議の中で整備水準が設定されると思われるが、基本的に各社独自の判断により整備水準を決めて進めることになる。したがって、どの程度まで整備し運用すれば、実施基準が求める水準が到達されるのか、また、会計監査人が求める整備運用水準と合意できるのか、今後、それぞれの立場の違いから、戸惑いや混乱を招く懸念もある。

そこで、販売プロセスと IT のアクセスコントロールを例として、具体的な整備事例をもとに整備水準の実態を把握し、また、実施基準の具体的な対応の不明な点などを確認した。

結果概要

- 販売プロセスの統制活動の整備水準例のように、高いと思われる内部統制整備目標水準にも約 80%程度の会社が積極的に取り組んでいる。この傾向は、会社の規模による違いは見られない。今後の整備・運用評価において、小規模会社で比較的簡素な組織構造を有している企業等の場合その特性に応じた工夫を行っても良いことが実施基準にあり、内部統制の整備運用の有効性の評価で混乱する懸念もある。
- IT のアクセスコントロールの例でも、整備した整備水準が、実施基準が期待する水準であるかどうか判らないとする会社は、2 割から 3 割程度もある。
- 実施基準は、内部統制の整備は基本的に各会社の状況に応じて決めるとされており、仮に、自ら整備水準を設定できなければ、監査人の判断に頼らざるを得ないわけで、現状、内部統制の目標整備水準を監査人の指導に従うとする会社は 40%程度もある。
- 今後、全社的內部統制、業務プロセスの内部統制の評価実務へと進んで行くが、具体的な対応が不明確という点では、個々の評価結果を、全体としてどのようにまとめていくのか、また、評価結果を業務プロセスの評価にどのように反映させていくのかなどの分野に多い。これは、肝心の全体として評価をとりまとめていくことについては、各社の状況に応じて実施されるため、実施基準での記載が少ないことも背景にある。
- 同様に、実施基準の解釈が関係者間で異なる可能性があるのは、キーコントロールの選定基準や RCM に表記すべき要件、業務フローの記載レベル等である。作業手順よりも、記述内容の細かさが必要なかどうか分かりづらいつ考えられている。記載の荒さなどの文書化作業レベルが、直ちに内部統制の機能の不備として指摘されるという懸念もないわけではない。これらの点にも、十分に留意する必要がある。
- J-SOX 対応の取り組みで、概ね半数の会社は、業務の効率化を除いては、一定の意義があったと評価している。しかし、オーバーコントロールなどの是正を含めて、業務処理の効率化に向けて、内部統制を効率的な仕組みに変革改善していく余地が大きいものと考えられる。

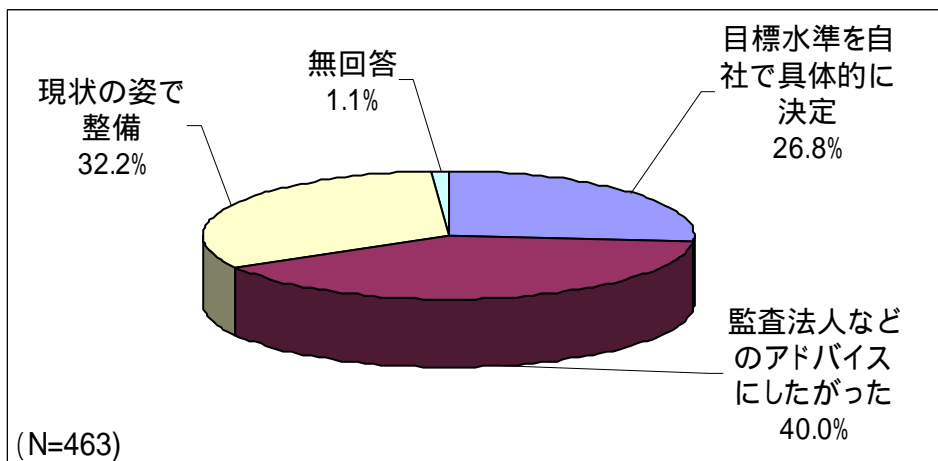
Q5. J-SOX 対応のための内部統制整備の目標水準決定について

実施基準では、内部統制の整備は、経営者の責任として、各社別の状況に応じて整備することとしている。本質問では、実際にその目標水準はどのように、またどのレベルで設定されているかを確認した。

整備の目標水準を自社で独自に具体的に決定したという会社は、全体の約 25%程度に留まり、一方で、自社で決め切れなかったのか、会計監査人のアドバイスに従った会社は 40%にのぼった。また、整備目標水準を自社で明確にできないので、現状の姿で整備(文書化)している会社も 30%を越える。

内部統制の整備で実施基準がどの程度の水準を期待しているのかについて、各会社の理解についてはかなりの戸惑いがあったことが推定される。

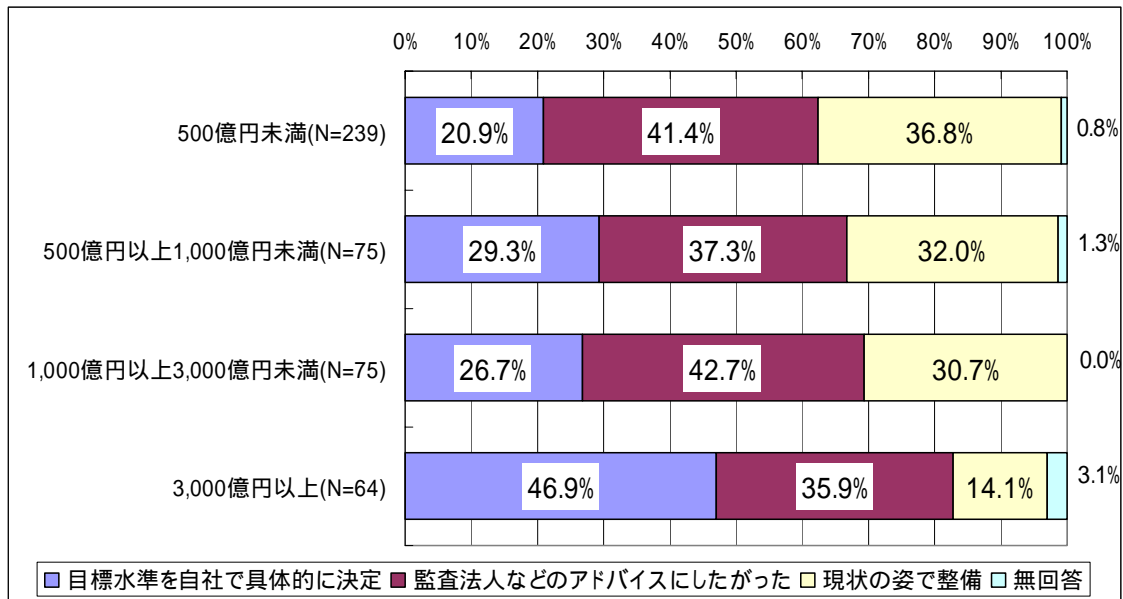
図 18. 内部統制整備の目標水準の設定方法



また、会社の規模別に整備の目標水準を確認すると、小規模ほど、現状の姿で整備する傾向がみられる。これと対照的に、売上高が 3,000 億円を超える会社では目標水準を自社で具体的に決定して取り組む会社が多くなる。

内部統制整備の基本的計画策定時には、内部統制上の問題や改善課題の現状を整理し、内部統制の整備水準を定めるべきではあるが、小規模会社では人員体制上での制約のある会社もあり、余裕のある会社と同じように内部統制の整備を進めることが難しいことが推測される。したがって、とりあえず、現状の姿でリスクと統制を整理し、今後、取り組む評価活動を通して、内部統制の不備を改善していっているのが現状であろう。今後予定されている評価活動でも、発見された内部統制の不備への改善活動に取り組むことが求められるため、初年度でもあり、評価スケジュールも前倒しで進めていくことが必要だろう。

図 19. 会社規模別整備目標水準の設定方法



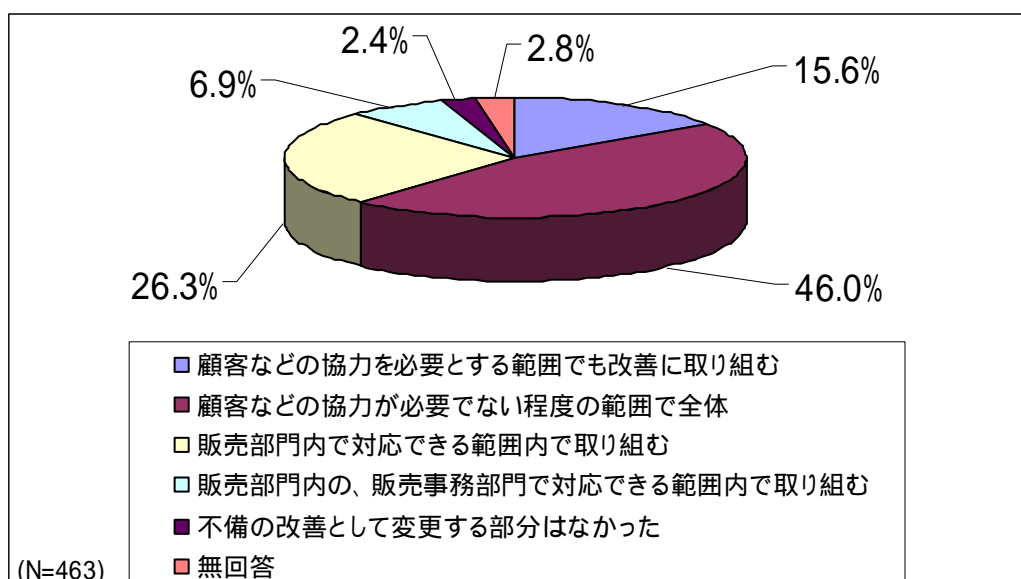
Q12. 販売サイクルでの内部統制の整備取り組み方針について

販売サイクルでの内部統制の整備について、例えば契約書の整備などは、顧客の協力を得て過去に遡り整備しなければならない場合があるように、かなりの努力を必要とするが、こういった不備の改善に、顧客や他部門をどこまで巻き込んで不備の改善を行う方針なのかについて確認した。

結果、顧客の協力を必要とするほどの範囲で取り組みをする会社は、15%程度である。会社内部で対応できる部分に整備の範囲を設定するのが、85%である。

このように、業界の慣行などの是正を対象にした内部統制整備は、顧客の協力を得て整備することが必要になる為、対応は難しい部分があるのが実態である。

図 20. 販売サイクルでの不備の改善への取組方針



Q13. 販売業務プロセスの内部統制の整備水準について

本質問では、販売サイクルを例に、具体的な統制活動を示し、例示した水準の統制活動を整備しているか否かを確認した。

補足ではあるが、アンケート調査で設定した統制活動は、内部統制整備上は必要と思われるものの、会社によっては、これらを実際に整備し運用するにあたっては、高い水準の統制整備であると想定している。

結果、無回答や業種業態からみて該当しない会社を除いた会社のうち、これらの整備水準で整備に取り組んだ会社は規模の大小を問わず 76～95%程度と高い。

表 5. 販売サイクルにおける統制活動の整備比率

整備項目	統制活動の整備した企業の比率(%)
取引契約書を必ず取り交わしている。(N=377)	85.7
取引先の与信管理は、受注処理の段階でチェックするようにしている。(N=355)	84.5
売上計上にあたって、取引別に必ず計上の根拠となる客観的な証拠を確認のうえ実施している。(N=401)	95.0
出荷基準の場合、出荷指図明細ではなく、出荷の事実(例えば、外部の物流業者から荷物の引渡に関する明細書)を確認のうえ計上している。(N=302)	83.1
売上を計上するための伝票について、起票者以外の第三者が精査したうえで、売上入力をしている。(N=386)	82.4
システムに売上を入力した際には、正しく登録されたかどうかをブルーリスト等で確認を行っている。(N=406)	85.2
債権残高の確認は、顧客から残高確認書を入手のうえ確認して計上している。(N=347)	76.1

これらの整備活動の取り組みが、会計監査人のアドバイスに従っているとしている会社はそれほど多くない。これは、この具体的なレベルで会計監査人がアドバイスをすることは、会計監査人の独立性に抵触する懸念もでてくると考えての事かも知れないが、いずれにしても、個々の具体的な整備水準は会社が独自に決めるということになる。どこまで整備すれば良いのかについて、戸惑う会社も出てくるものと考えられる。

また、実施基準によれば、組織規模の小さい会社などでは、実態に合わせて整備する事が望ましいというニュアンスが伺えるものの、具体的な整備水準については明確に示されているわけではない。

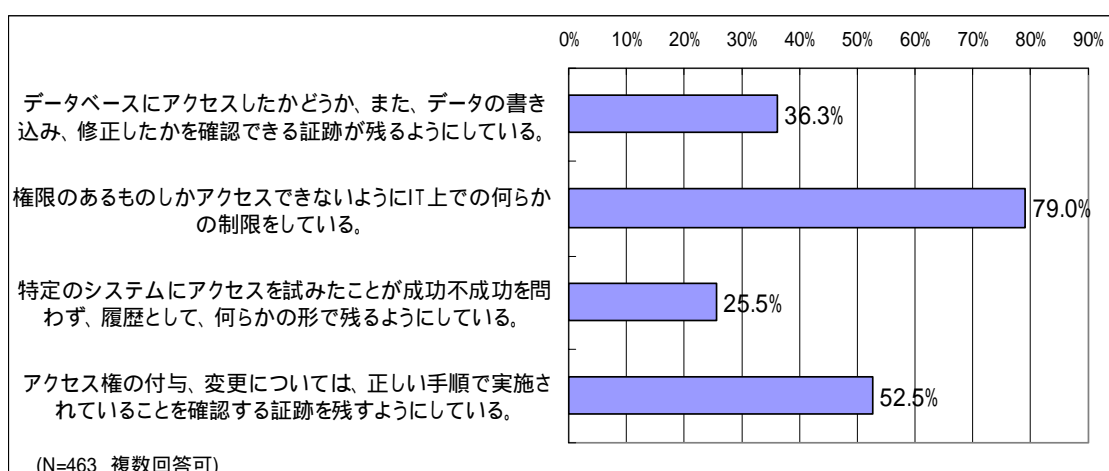
以上の点から、今後行われる内部統制の整備・運用評価において、どの程度の整備運用水準が妥当なのかは、個々の会社の状況に応じて判断されるであろうから、どの程度で整備すれば良いのか、更に、重要な欠陥に相当するの否かなどの判断にあたっては、混乱する懸念がある。

Q15. IT 統制の整備のうち、アクセスコントロールに関する整備水準について

アクセスコントロールを例にとり、IT の全般統制で取組まなければならない整備水準について確認した。

全体の約 80%は、権限のあるものしかアクセスできないように IT で何らかの制限をする形で、アクセスコントロールを実施するとしている。また、このアクセス権の付与変更手続きの統制を行う会社も約 50%程度見られた。逆に、データベースへの書き込み履歴を残すなど、アクセスの実態を検証できるようにしてアクセスコントロールの状況を評価するにはシステム自体に機能が必要である。このような機能が既存のシステムになれば、新たに追加投資をする必要があるような統制については、25%から 35%の会社が採用しているにとどまる。

図 21. アクセスコントロールの整備水準



また、この整備水準について、各項目別に、独自で決定したのか、会計監査人のアドバイスに従った形なのかを確認した。

結果、独自で決定した会社と会計監査人のアドバイスに従う会社の構成は、項目別に見てもほぼ同じ水準である。会計監査人のアドバイスは、3割程度の会社が受けている。

表 6. アクセスコントロールの整備における会計監査人の関与

	会計監査人のアドバイスにほぼ従う形に近い	自社で独自に判断した形に近い	どちらとも言えない	計
データベースにアクセスしたかどうか、また、データの書き込み、修正したかを確認できる証跡が残るようにしている。(N=168)	34.5%	60.7%	4.8%	100.0%
権限のあるものしかアクセスできないようにIT上での何らかの制限をしている。(N=364)	28.8%	65.9%	5.2%	100.0%
特定のシステムにアクセスを試みたことが成功不成功を問わず、履歴として、何らかの形で残るようにしている。(N=118)	33.1%	60.2%	6.8%	100.0%
アクセス権の付与、変更については、正しい手順で実施されていることを確認する証跡を残すようにしている。(N=242)	33.1%	60.3%	6.6%	100.0%

また、これらのアクセスコントロールの整備水準に関する項目について整備していると回答した会社に対して、実施基準が求めている内部統制の整備水準を満たすものと考えていることができるかどうかを確認した。

結果、判断できないもしくは評価できないと回答した会社が20%から30%となった。

実施基準を満たすと回答した会社は、アクセス制御やその付与、変更手続きの統制というレベルでは、50%程度の会社しか達成できていると考えていない。

表 7. J-SOX が求める整備水準と調査設定の IT 整備水準の比較

	整備可能範囲は限られ 不満足であるが、現状で はしかたがない。	J-SOX対応として満足の できる水準を達成でき る。	J-SOX対応に必要な整 備水準がわからないの で、判断できない。	基本的に、一部のアクセ スコントロールの不足 が、内部統制の機能の 不備につながるか評価 できない。	計
データベースにアクセスしたかどうか、 また、データの書き込み、修正したかを 確認できる証跡が残るようにしている。 (N=168)	17.9%	57.7%	16.1%	8.3%	100.0%
権限のあるものしかアクセスできないよ うにIT上での何らかの制限をしている。 (N=364)	24.7%	48.1%	19.0%	8.2%	100.0%
特定のシステムにアクセスを試みたこと が成功不成功を問わず、履歴として、 何らかの形で残るようにしている。 (N=118)	16.1%	58.5%	16.9%	8.5%	100.0%
アクセス権の付与、変更については、 正しい手順で実施されていることを確 認する証跡を残すようにしている。 (N=242)	28.5%	50.4%	14.5%	6.6%	100.0%

このようなアクセスコントロールに関する統制整備の状況の例からみて、実施基準でどの程度の整備水準が求められているのか、また、この IT 全般統制の整備の水準が内部統制に影響を与えるのか、また、他の機能で補完できるのか、などが今後の評価活動では必要になる。判定の客観的な基準が不明確なため、評価活動は難しい状況に対処しなければならない懸念がある。

Q16. 実施基準に記載されている項目で、財務報告の信頼性のための内部統制整備にあたり、どのようにすれば良いか迷った分野または、今後、迷いそうだという分野について

本質問では、実施基準の内容について、どのような整備活動分野が、
具体的にどう対応すればよいかわからない（具体的対応不明）
部署間や会計監査人やコンサルタントと解釈が一致しない（見解の不統一）
たとえば、整備・文書化等、項目に対応する為の実務上の負担が大きい（負担大）
と考えられているかについて確認した。

具体的対応不明

回答した会社の全体のうち、40%以上がわかりにくいと回答した項目は以下の項目である。

- 1) 全社的内部統制評価結果を業務プロセスの範囲設定に反映させる手順と判断
- 2) ITの全般統制の評価結果を業務プロセスの統制に反映させる手続き
- 3) 実施基準で例示されている全社的内部統制の42の評価項目が期待する統制の具体的な内容の記述方法と評価手続き

また、30%以上の会社がわかりにくいとして回答した項目になると以下の項目が追加される。

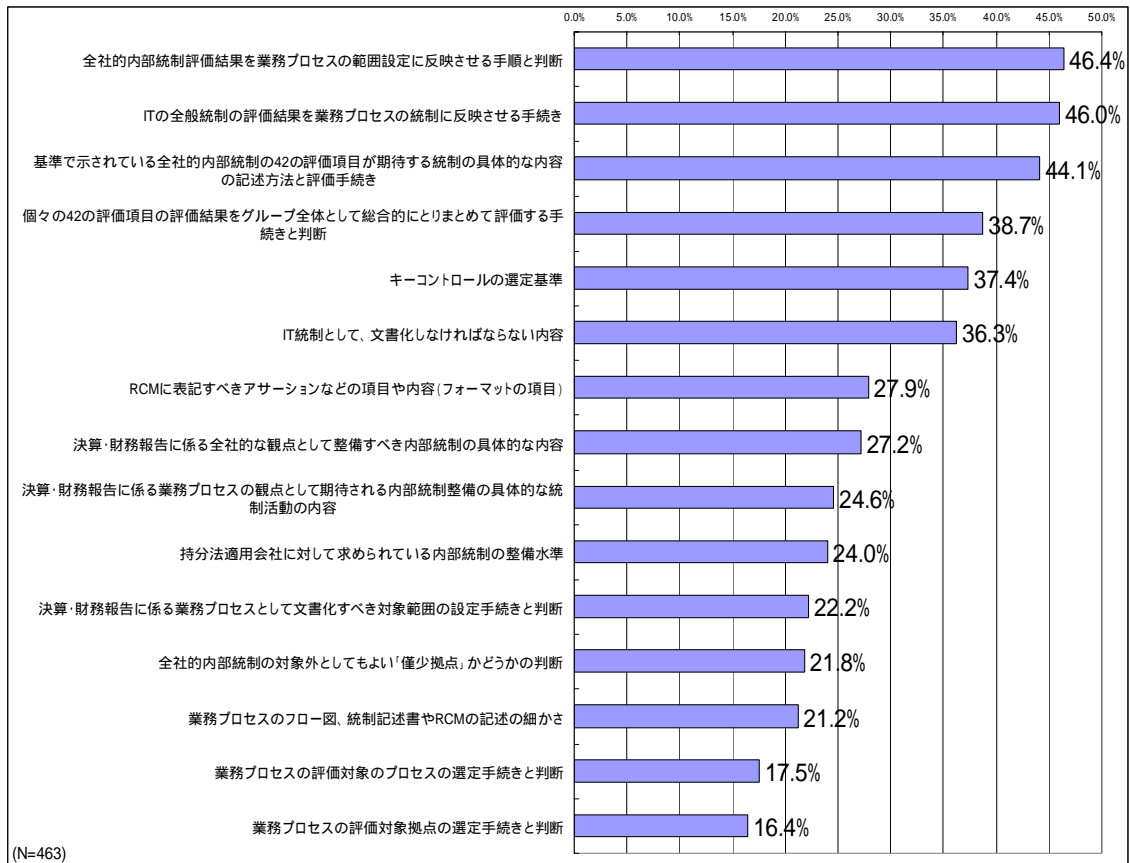
- 1) 個々の 42 の評価項目の評価結果をグループ全体として総合的にとりまとめて評価する手続きと判断
- 2) キーコントロールの選定基準
- 3) IT 統制として、文書化しなければならない内容

以上からわかるように、実施基準で例示された、全社的内部統制の個々の項目に対する評価結果をどのようにとりまとめるのか、また、IT の全般統制の評価結果をどのようにまとめるのか、また、それを業務プロセスの範囲の設定にどのように反映させるのかという点が、実施基準では明確に示されておらず、評価段階に入っている会社にとって今後の対応に懸念を持つ会社は多いと推定できる。

今後予定されている評価作業において、実施基準では全社的な内部統制や IT の全般統制の評価結果を受けて、業務プロセスの範囲に反映させると示されているが、その具体的な考え方や指針がないため、実務的には混乱が生じる懸念がある。

一方、定量的な基準が示されている重要拠点の選択やいわゆる文書化作業などの面については、わかりにくいと回答した会社数は比較的少なくなる。

図 22. 具体的な対応がわかりにくい項目



見解の不統一

見解不一致は、実施基準の理解が難しいということにも加えて、整備の深さ、細かさという点が曖昧なため、見解の不統一ということが生じているのではないかと思われる。

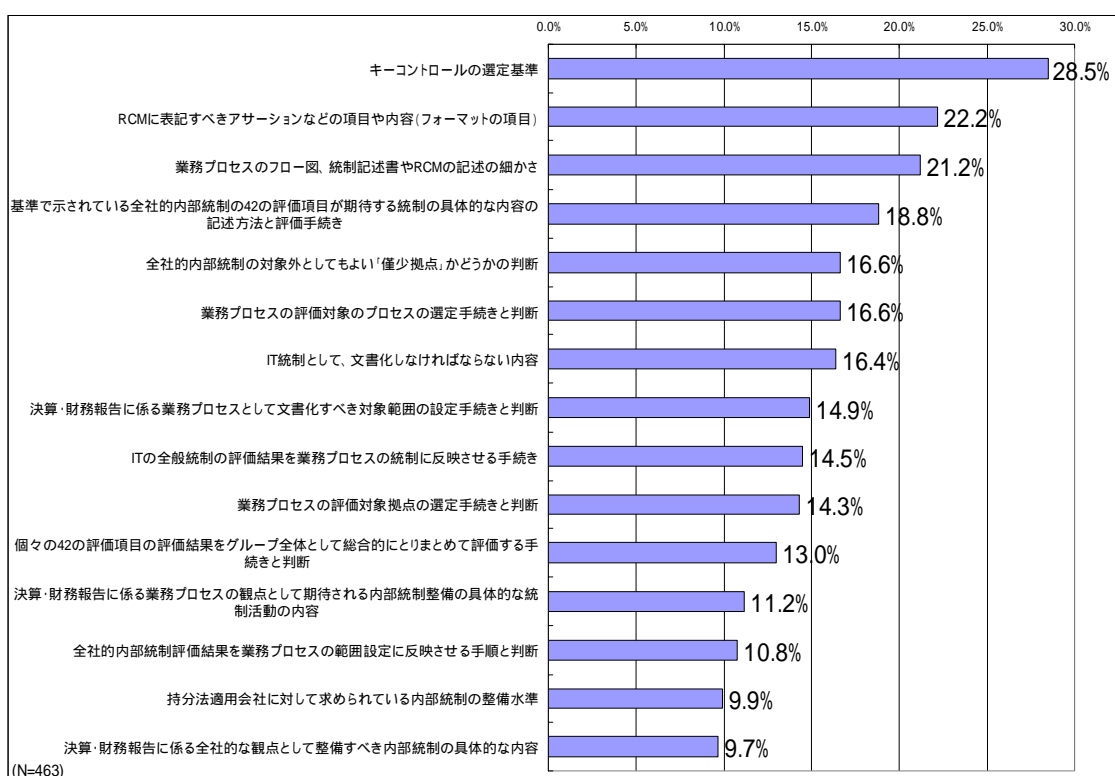
今回の調査では、以下の項目については、全体の20%以上の会社からの回答があった。

- 1) キーコントロールの選定基準
- 2) RCMに表記すべきアサーションなどの項目や内容(フォーマットの項目)
- 3) 業務プロセスのフロー図、統制記述書やRCMの記述の細かさ

この項目に代表されるように、比較的、作業自体は理解しやすいが、評価報告書を作成することや整備目標水準への到達という点からみて、どの程度の細かさが内部統制の有効性評価には必要かどうか、わかりづらいという結果が見受けられる。

財務諸表監査で実施される内部統制の評価と J-SOX の内部統制評価とは、評価の対象範囲も異なるのに、同一の会計監査人が監査を行う一体監査のため、財務諸表監査での指摘なのか、J-SOX 対応の内部統制監査での指摘なのか、経営側では判断が難しい場合も出てくるのではないかと懸念される。財務諸表監査の効率的実施のため、J-SOX 法上で求められている以上の細かさで文書化が求められる懸念も拭いきれない。記載レベルの荒さなどの文書化作業レベルが、直ちに内部統制の機能の不備として指摘されるという懸念もないわけではない。

図 23. 見解の不統一が生じる懸念のある項目



負担大

具体的な対応が不明な項目、見解の不統一の大きい項目は、作業の負担も大きいという傾向がみられる。試行錯誤が避けられない点や会計監査人等との調整などに手間がかかるということにつながりやすいということで、負担が増えるものと考えられる。

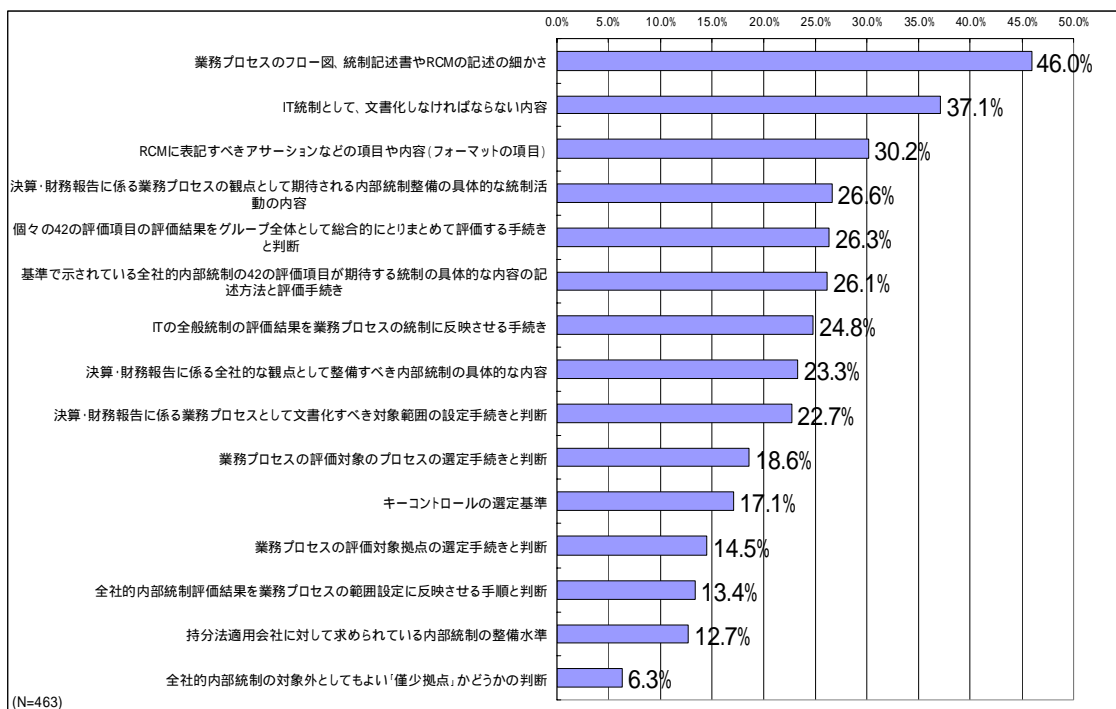
今回の調査では、以下の項目については、全体の 30%以上の会社からの回答があった。

1) 業務プロセスのフロー図、統制記述書や RCM の記述の細かさ

2) IT 統制として、文書化しなければならない内容

3) RCM に表記すべきアサーションなどの項目や内容 (フォーマットの項目)

図 24. 実務対応の負担が大きいと考えられている項目



Q17. これまでに進めてきた J-SOX 対応準備の成果について

本質問では、J-SOX 対応によって、会社としてどのような成果があったかを確認した。

結果、概ね半数の会社は、業務の効率化を除く項目全てについて、一定の意義があったと評価しているが、現状段階では、これでよいのかどうか判断できない会社も多い。また、取り組みに対して否定的に捉えている会社も 1 割程度ある。

また、業務処理の効率化につながったかどうかという点では、肯定的回答は少なく、今後、整備された、もしくはするであろう業務処理手順を、内部統制を効率的な仕組みに改善していく余地が大きいものと考えられる。

表 8. J-SOX の対応の成果

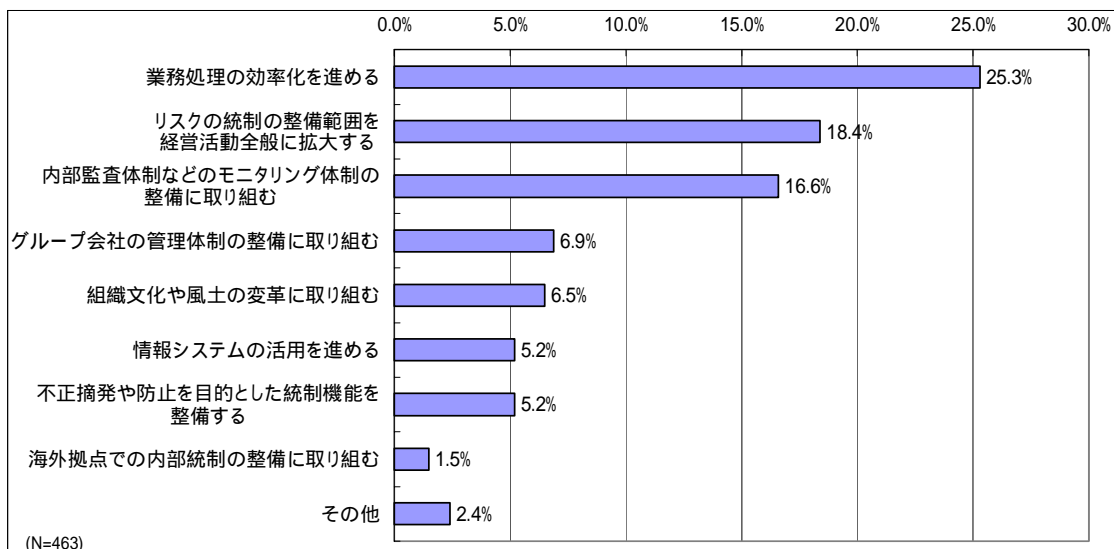
	かなりそう思う	そう思う	どちらともいえない	そうは思わない	全くそう思わない	無回答
自らが抱えている財務報告の信頼性を損なうリスクの識別が過不足なくできた	3.5%	46.2%	36.3%	11.0%	0.4%	2.6%
財務報告の信頼性を高めるための統制の仕組みを整備することができた	3.5%	53.8%	28.5%	10.4%	1.5%	2.4%
社内規程などルールへの遵守姿勢が浸透した	5.6%	46.0%	36.1%	9.3%	0.6%	2.4%
財務報告の作成に関連する業務処理の効率化につながった	0.4%	13.0%	42.3%	33.9%	7.8%	2.6%

(N=463)

Q18. 今後、貴社で取り組む内部統制の整備にあたって重視する項目について

業務の処理効率の向上と回答された会社は全体の25%であり、また、リスクと統制の整備範囲の拡大が18.％、モニタリング体制の整備が16%である。

図 25. 今後、取り組む内部統制整備課題



・ J-SOX 対応上の今後の留意点

内部統制の整備は、基本的に各社の状況に応じて行われるべきであるとする実施基準では、整備水準は各社の判断に委ねる部分も多い。しかし、今回の調査で、実務の現場では以下のように、会社が実施する整備水準に関して一定の標準的な基準が具体的でないために困惑も招いていることがわかった。

J-SOX 対応で、すべて自社で進めている会社は 11%にとどまる。会社独自で、実施基準を解釈し適応することが困難であったと思われる。重要拠点の選定における基準とする指標の採用についても各社間でのバラツキも多い。同様に決算財務報告プロセスの文書化本数、その他の業務プロセスの文書化本数についても、会社毎にバラツキが見られる。特に、売上、売掛金及び棚卸資産以外の勘定科目に関する業務プロセスで、いわゆる重要な 3 勘定以外の固定資産関連、人件費関連、購買関連の業務プロセスを評価の対象範囲に入れた会社は、それぞれ、約 5 割、約 4.5 割、約 7 割に及ぶ。また、これらの業務プロセスの選定については、設定した会社の約 30~40%が会計監査人のアドバイスを受けている点からみても、いわゆる質的重要性の基準を採用し、自社独自で評価の対象範囲とする判断が難しい面があったということがわかる。IT の全般統制の評価項目数の設定でも同様である。

整備の具体的な例として販売プロセスの統制の整備水準の状況については、会社の規模による違いは見られなかった。これは、小規模会社で比較的簡素な組織構造を有している企業等の場合その特性に応じた工夫を行っても良いことが実施基準にあるものの、どの程度の整備水準を求められているか具体的ではなく、内部統制の整備運用の有効性の評価で混乱する懸念もある。また、IT のアクセスコントロールの例でも、整備した整備水準が、実施基準が期待する水準であるかどうか判らないとする会社は、2 割から 3 割程度もある。実施基準は、内部統制の整備は基本的に各会社の状況に応じて決めるとされているが、自ら整備水準を設定できなければ、監査人の判断に頼らざるを得ない状況にある。

同様に、内部統制の評価でも、個々の評価結果を、全体としてどのようにまとめていくのか、また、評価結果を業務プロセスの評価にどのように反映させていくのかなど点では実施基準の解釈は難しいと考えている。同様に、キーコントロールの選定基準や RCM に表記すべき要件、業務フローの記載レベル等も解釈の違いが出てくる分野である。記載の荒さなどの文書化作業レベルが、直ちに内部統制の機能の不備として指摘されるという懸念もないわけではない。

このように実施基準の解釈や適応での各社の状況に応じた柔軟な対応が、具体的な実務にあたって、戸惑い混乱を招きやすい要因になっていると読みとれる。

以上のような実施基準の解釈や適用における曖昧な状況の中では、経営者と財務諸表監

査を行う会計監査人との立場の違いが影響して、会計監査人との協議を難しくする要因となる懸念もある。経営者が各社各様の主観的な視点で、財務報告の信頼性に対する固有リスクへの対応として内部統制の有効性評価を行うことに対して、会計監査人は監査人の立場として監査リスクに対応していかなければならないという立場の違いが解消されているわけではない。J-SOXでの内部統制報告書が適正であるとしても、監査人は、独自で、財務諸表監査として、内部統制の有効性について評価する責任が解除されるわけではない。したがって、今後の評価段階では、会計監査人との協議が頻繁に実施されることが予想されるが、お互いの立場を理解し尊重する形で取組むことが重要である。

実施基準の期待する内部統制の整備水準、経営者が有効と判定する内部統制の整備水準、会計監査人の財務諸表監査の立場での有効な内部統制の整備水準の違いを、今後の評価過程の中で、それぞれの視点にたった調整作業が避けられなくなる可能性が高い。したがって、以下の二つの点に留意して対応を進めることが必要になる。

1. ボトムアップアプローチからトップダウンリスクアプローチへの視点の転換

これまで内部統制監査対応準備として整備活動では、チェック項目別にまた個々の業務プロセス別にリスクの識別と統制という点で漏れが無いが、ボトムアップで整備してきた会社がほとんどである。このため評価の段階でも、従来の視点を踏襲し、個々の統制の評価を細かく積み上げていくボトムアップ的な取り組みになりやすい。実施基準の解釈の違いにより各社の整備水準が異なることが予想され、標準的な水準として具体的でないだけに、ボトムアップ的な取り組みを踏襲すれば、個々の細かな重要ではないような不備でもとにかく改善するという事に追われる懸念がある。

今回の内部統制の評価の目的は、財務報告の信頼性の確保に重要な影響を与える統制面での不備がないかどうかを判断することである。会社としては、重要な欠陥となりやすいリスクの高い分野から優先的に評価し不備の改善を進めることで、本来の目的を効果的に実現できる。いわゆる、トップダウンリスクアプローチへと視点を変えることが必要である。実施基準でも、内部統制の評価に、トップダウンリスクアプローチの活用が示されている。

経営者が重要なリスクや問題が潜んでいる分野、つまり、重要な欠陥となるような影響度の大きい分野を見つけて、そこに焦点を合わせて評価することを会計監査人との協議にあたり明確にしておくことが必要になる。

2. 内部統制に関する自社基準を持つ

経営者のトップダウンリスクアプローチと会計監査人の財務諸表監査の立場の違いによる内部統制の有効性評価の基準の相違による混乱を避けるためには、経営者と会計監査人はお互いの立場を相互に認識し、理解しておくことが重要になる。従って、経営者による内部統制の評価結果を会計監査人が活用するか否かにかかわらず、経営者は自社での評価の立場を明確にして会計監査人との協議に望むことが必要になる。

そのために、経営者は、自社の具体的な評価方針を示し、例えば、重要な欠陥につながる可能性のある分野に相当するかどうかや内部統制の有効性の判定を行ううえでの自社の判断基準を持つべきである。

これまでの準備段階を振り返ると、初期の段階では、自社の内部統制の全体像も定かではなく、自社基準を設定することは現実的に難しく、会計監査人などのアドバイスに頼らざる得なかったものと考えられる。しかし、内部統制報告制度への準備もある程度は終了し、どこに財務報告の信頼性に影響を与える可能性のある問題やリスクがあるのかが整理できた。ようやく、各社は自社基準の設定の検討ができる環境が整ったのである。今後の評価の取り組みの中で、自社基準の設定を意識した評価活動を進める必要がある。特に、本年度は、内部統制の評価にあたって、初年度でもあり、重要な欠陥につながるかどうかについては、前倒しで、会計監査人との協議を行い、優先順位の設定を確認するべきである。

(注)

- 1 アドバイザリー契約・・・監査契約とは別の契約で、内部統制に関する助言、指導を行う契約
と
- 2 実施基準・・・『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)』の略称。金融商品取引法における内部統制報告制度の実務上の基準を示している。(平成19年2月15日 企業会計審議会)
- 3 Q&A・・・『内部統制報告制度に関するQ&A』(平成20年6月24日追加)の略称。実施基準において特に判断が入る点について解説。

以上

調査のご協力をお願い

2008年4月から、金融商品取引法による内部統制の評価報告書の提出とその内容に対する監査制度が開始されます。
しかし、実施基準、Q&A、監査上の取扱い等が出揃った現在においても、各社の現場で様々な混乱が生じているように見受けられます。

内部統制のあり方については、所轄官庁等(金融庁、企業会計審議会)、会計監査人(監査法人、会計士協会)、証券市場関係者、株主、債権者、経営者、業務執行部門(経理部、営業部、購買部…)、J-SOX推進担当者(含コンサルタント)等様々な関係者が関与しており、その立場によって、期待される整備や評価の手続きに温度差があることが、混乱懸念の主因と思われる。

現在公式に公表されている指針は、主に規制をかける側からの観点で作成されていると思われますが、内部統制は本来、経営者が個々の会社の状況に応じて整備するものであることから、会社としての考え方や取り組みの確立が今後の大きな課題となっていくことが予想されます。

本調査は、実務現場の声を広く伺って、集約、検証することにより、取組状況の実態を把握し、今後、内部統制の評価制度の運用で発生するであろう課題を整理することを目的としています。

調査結果は、弊社でとりまとめのうえ、当社HP等で公表させていただく予定です。
調査にご協力いただきました各社の皆様には、ご要望があれば、調査結果をお送りさせていただきますので、ご必要の場合は、最終ページに会社名、住所、送付部門名をご記入ください。
なお、調査結果の返送先は、ご回答いただいた部門の「金融商品取引法対応内部統制整備チーム 御中」とさせていただきますのでご了承ください。
ご回答は、同封の返信用封筒で4月30日(水)までにお出しいただきますようお願いいたします。

ご照会先
株式会社日本総合研究所 総合研究部門(大阪)
経営システム研究クラスター (tel 06-6243-4650)

2008年4月

株式会社 日本総合研究所

- Q1 金融商品取引法でもとめられる内部統制への対応(以後、「J-SOX対応」と表示します)の進捗状況についてお聞かせください。下記の整備分野別に、進捗状況の選択肢から、貴社として当てはまる選択番号(1, 2, 3, 4, 5)を選んで回答記入欄に記入してください。

内部統制整備分野	回答記入欄 (1,2,3,4,5より選んで記入)	選択番号	進捗状況の選択肢
a 全社的內部統制		1	文書化作業中
b 決算財務報告プロセス統制		2	文書化作業の完了
c 業務プロセス統制		3	(プレ)整備評価の完了
d ITの全般統制		4	(プレ)運用評価の完了
		5	不備事項の把握、改善計画の策定

- Q2 貴社のJ-SOX対応に関する外部機関の利用状況についてお尋ねします。もっとも当てはまるものを、下記の選択肢よりひとつ選んで回答番号に○印をつけてください。

回答番号	選択肢 (外部機関の利用状況)
1	全て自社で行っている
2	会計監査人(監査法人)とアドバイザー契約を締結し、アドバイザー契約に基づく助言のみを受けている。
3	外部機関(コンサルティング会社、会計監査人(監査法人)以外の監査法人等)から助言を受けている
4	外部機関(コンサルティング会社、会計監査人(監査法人)以外の監査法人等)から助言を受けるとともに、一部作業も委託している。
5	外部機関(コンサルティング会社、会計監査人(監査法人)以外の監査法人等)から助言を受けるとともに、半分程度は作業も委託している。
6	外部機関(コンサルティング会社、会計監査人(監査法人)以外の監査法人等)から助言を受けるとともに、ほとんどの作業も委託している。
7	すべて外部機関(コンサルティング会社、会計監査人(監査法人)以外の監査法人等)に任せている。

- Q3 貴社のJ-SOX対応に関与している人数は、何人ですか。ほとんどの勤務時間をJ-SOX対応に使用している方を専従者、それ以外の関係者は兼務者として、それぞれご記入ください。

専従者		人
兼務者		人

- Q4 貴社の内部統制評価体制についてお尋ねいたします。もっとも当てはまるものを、下記の選択肢よりひとつ選んで回答番号に○印をつけてください。ここでの自己点検制度とは、部門長が権責として自部門の内部統制の整備と運用を点検し、点検結果を評価チームに報告するなどの制度のことを意味しています。

回答番号	選択肢 (評価体制)
1	自己点検制度と独立的評価(内部監査人による評価)
2	独立的評価のみ
3	外部機関に委託
4	まだ、評価体制を整備していない

- Q5 J-SOX対応のために具体的に内部統制整備の目標水準を決定していますか。
 貴社の現状としてもっとも当てはまるものを、下記の選択肢よりひとつ選んで回答番号に○印をつけてください。

回答番号	選択肢（整備の目標水準について）
1	内部統制の整備目標水準を自社で具体的に決定した。
2	内部統制の整備目標水準は自社で決め切れなかったため、監査法人などのアドバイスをにしたがった。
3	内部統制の整備目標水準が自社で明確にできないので、現状の姿で整備(文書化)している。

- Q6 実務基準では、「企業が複数の事業拠点を有する場合には、評価対象とする事業拠点を売上高等の重要性により決定する。例えば、(中略)連結ベースの売上高等の一定割合に達している事業拠点を評価の対象とする。」とされており、「一定割合をどう考えるかについては、(中略)例えば、連結ベースの売上高等の一定割合を概ね2/3程度とし……」とも記載されています。

貴社が重要な事業拠点を決定するに当たっては、どのような指標を採用されましたか、または、今後、採用される予定ですか。下記の選択肢のなかから、当てはまるものすべての回答番号に○印をつけてください。(複数回答可)

回答番号	選択肢（採用した指標）
1	連結済去後売上高
2	連結済去前売上高
3	連結済去後総資産
4	連結済去前総資産
5	連結済去後 税金等調整前利益
6	連結済去前 税金等調整前利益
7	連結済去後 当期純利益
8	連結済去前 当期純利益
9	その他の指標を採用している場合があれば、右の欄にお書き下さい（ ）

上記の指標を複数採用している場合、どのような基準で重要拠点を選択しましたか、または、する予定ですか。
 貴社の現状としてもっとも当てはまるものを、下記の選択肢よりひとつ選んで回答番号に○印をつけてください。

回答番号	選択肢（重要拠点の選択基準）
1	すべての指標において、2/3基準を満たした拠点を重要拠点として設定
2	選択した指標が一つでも2/3基準をみたせば、その指標に該当する拠点を重要拠点として設定
3	指標別にそれぞれ検討し、総合的な観点で重要拠点を設定

上記の重要拠点の設定で、会計監査人との協議内容について、
 下記の選択肢のなかから、当てはまるものすべての回答番号に○印をつけてください。(複数回答可)

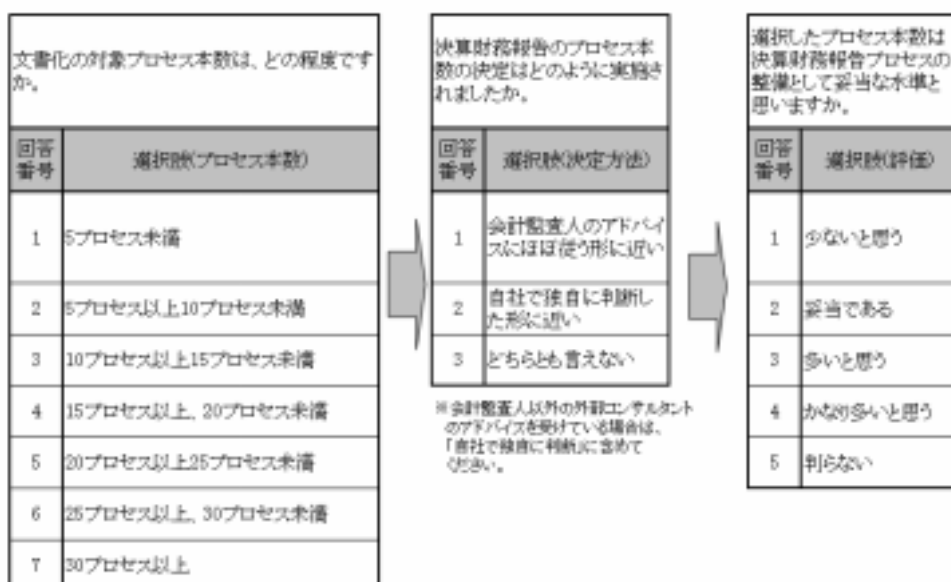
回答番号	選択肢（協議内容）
1	重要拠点の設定を単一指標で行うか、複数指標で行うかについて、意見の相違があった。
2	複数指標で重要拠点を設定する場合、ひとつの指標でも満たすものがあるか、その拠点を重要拠点とする必要があるかどうかについて、意見の相違があった。
3	将来の展望という点で、現状は重要拠点には該当しないが、数年のうちに対象となることが予想できる場合の取扱いについて、意見の相違があった。
4	指標による定量的基準以外に、質的重要性を加味させることに対して、意見の相違があった。
5	会計監査人とは協議していない。あるいは、協議にあたっては、範囲に関するアドバイスは受けていない。
6	会計監査人と意見の相違はなかった。
7	その他（ ）

- Q7 実務基準では、対象拠点の選定にあたって、全社的な内部統制分野について、「原則として、すべての事業拠点について全社的な観点で評価する」としています。但し、「財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点に係るものについて、その重要性を勘案して、評価対象としないことを認めるものではない」とも記載されています。

貴社が「僅少な拠点」を選定するにあたってどのような指標を採用されましたか、または、採用される予定ですか。下記の選択肢のなかから、当てはまるものにすべての回答番号に○印をつけてください。(複数回答可)

回答番号	選択肢 (僅少な拠点の判定指標)
1	連結過去売上高に占める当該会社の構成比率
2	連結過去前売上高に占める当該会社の構成比率
3	連結過去後経資産に占める当該会社の構成比率
4	連結過去前経資産に占める当該会社の構成比率
5	連結過去後 税金等調整前利益に占める当該会社の構成比率
6	連結過去前 税金等調整前利益に占める当該会社の構成比率
7	連結過去後 当期純利益に占める当該会社の構成比率
8	連結過去前 当期純利益に占める当該会社の構成比率
9	その他の指標を採用している場合があれば、右の欄にお書き下さい()
10	今後の戦略上の位置づけなど質的な重要性
11	僅少な拠点は設定していない。

- Q8 決算・財務報告に係る業務プロセスでは、リスクの高い決算処理について、決算処理に必要な資料の収集から金額の確定にいたるプロセスの文書化を実施されたと思いますが、貴社はどの程度のプロセス本数を対象に実施されましたか。特に、単体決算の決算処理(引当金、税効果会計等)に限り、文書化の対象とされたプロセス本数、その決定方法、結果に対する評価について、お聞かせください。
今後の取組まれる旨は、今後の取組みにあたっての予想としてご回答ください。
貴社の現状としてもっとも当てはまるものを、下記の選択肢よりそれぞれひとつ選んで回答番号に○印をつけてください。なお、プロセスは、貸倒引当金の計上、等のレベルで1本とカウントして下さい。



- Q9 貴社グループの決算・財務報告プロセス以外の業務のプロセスの評価の対象として、いわゆる文書化の対象プロセス本数はどの程度ですか。本数の決定方法、その本数に対する評価について、お聞かせください。今後取り込まれる替率は、今後の取組みにあたっての予想としてご回答ください。貴社の現状としてもっとも当てはまるものを、下記の選択肢よりそれぞれひとつ選んで回答番号に○印をつけてください。

文書化の対象プロセス本数は、どの程度ですか。		業務プロセスのプロセス本数の決定はどのように実施されましたか。		選択したプロセス本数は実施基準で求められる業務プロセスの整備としては適切な水準と思いますか。	
回答番号	選択肢(プロセス本数)	回答番号	選択肢(決定方法)	回答番号	選択肢(評価)
1	15プロセス未満	1	会計監査人のアドバイスにほぼ従う形に近い	1	少ないと思う
2	15プロセス以上30プロセス未満	2	自社で独自に判断した形に近い	2	妥当である
3	30プロセス以上45プロセス未満	3	どちらとも言えない	3	多いと思う
4	45プロセス以上60プロセス未満	<small>※会計監査人以外の外部コンサルタントのアドバイスを受けている場合は、「自社で独自に判断」に含めてください。</small>		4	かなり多いと思う
5	60プロセス以上80プロセス未満			5	判らない
6	80プロセス以上100プロセス未満				
7	100プロセス以上150プロセス未満				
8	150プロセス以上200プロセス未満				
9	200プロセス以上 (約 本)				

- Q10 例えば、同じ販売プロセスでも取引パターンが異なれば、別に文書化することが必要になると言われています。貴社では、販売プロセスについて、どのような基準をもとに文書化の要否を判断されましたか。今後取り込まれる替率は、今後の取組みにあたっての予想としてご回答ください。貴社の現状としてもっとも当てはまるものを、下記の選択肢よりそれぞれひとつ選んで回答番号に○印をつけてください。

別途、業務プロセスの文書を作成する場合の売上高を基準とした際の比率		左記の業務プロセス文書作成基準の決定はどのように実施されましたか。		選択した基準は、実施基準で求められる業務プロセスの整備としては適切な基準と思いますか。	
回答番号	選択肢(基準)	回答番号	選択肢(決定方法)	回答番号	選択肢(評価)
1	連結売上高に対する比率が1%以上のとき	1	会計監査人のアドバイスにほぼ従う形に近い	1	緩やかと思う
2	同3%以上のとき	2	自社で独自に判断した形に近い	2	妥当である
3	同5%以上のとき	3	どちらとも言えない	3	厳しいと思う
4	同10%以上のとき	<small>※会計監査人以外の外部コンサルタントのアドバイスを受けている場合は、「自社で独自に判断」に含めてください。</small>		4	かなり厳しいと思う
5	金額の大きさよりも内容の質的な重要度に応じて決定			5	判らない

- Q11 売上高、売上債権、棚卸以外の勘定科目に関する業務プロセスを評価の対象にしましたか。評価の対象にした勘定科目について、すべての回答番号(1)に○印をつけてください。(複数回答可) また、選択した勘定科目毎に文書化対象とした決定方法(2,3,4)、決定結果(5,6,7)について、会社の評価はどうか。選択した勘定科目毎に該当するものを、下記の選択肢よりそれぞれひとつ選んで回答番号に○印をつけてください。今後取り込まれる替性は、今後の取り組みにあたっての予想としてご回答ください。

業務プロセスの文書化対象となった売上、売掛金、棚卸勘定以外の勘定科目 (複数回答可)		左記の勘定科目を文書化対象とした決定方法をお選び下さい。			実施基準で求めている整備水準からみた貴社の評価		
選択肢(勘定科目)	対象となったもの	会計監査人のアドバイスのほぼ従う形に近い	自社で独自に判断した形に近い	どちらともいえない	不必要	必要	判らない
固定資産勘定科目の関連プロセス	1	2	3	4	5	6	7
人件費等勘定科目の関連プロセス	1	2	3	4	5	6	7
購買に伴う勘定科目の関連プロセス	1	2	3	4	5	6	7
宣伝広告費などの勘定科目の関連プロセス	1	2	3	4	5	6	7
その他勘定科目の関連プロセス(勘定科目をご記入ください。 ()	1	2	3	4	5	6	7

- Q12 業務プロセス統制の整備を行うにあたり、今回のJ-SOX対応における内部統制の不備の改善への取り組みの方針についてお聞かせ下さい。販売サイクルを例にとり、もっとも当てはまるものを、下記の選択肢よりひとつ選んで回答番号に○印をつけてください。

回答番号	選択肢 (取組方針)
1	顧客などの協力を必要とする範囲でも改善に取り組む
2	顧客などの協力が不必要な程度の範囲で販売部門以外の関連部門全体を巻き込んで取り組む
3	販売部門内で対応できる範囲内で取り組む
4	販売部門内の、販売事務部門(または販売事務担当者)で対応できる範囲内で取り組む
5	不備の改善として変更する部分はない

Q13 業務プロセスの内部統制の整備として、下記の販売サイクルの例であげるような統制活動の整備を実施されましたか、あるいは、今後実施される予定ですか。該当する統制活動について、①整備している(もしくは整備する予定)かどうか、②整備していない場合はその理由(重要性の観点、業種・業態として該当しないという点で不必要)を、下記の選択肢よりひとつ選んで回答番号(1,2,3)に○印をつけてください。
さらに、整備している(もしくは整備する予定)場合(上記で1を回答された場合)はその整備にあたっての、統制水準の決定方法(4,5,6)、決定結果(7,8,9)について、貴社の評価はどうか。統制活動毎に該当するものを、下記の選択肢よりそれぞれひとつ選んで回答番号に○印をつけてください。

販売サイクルの例 (複数回答可)	左記、統制活動の実施状況と、実施していない場合はその理由			統制水準の決定方法			実施基準に求めている整備水準からみた貴社の評価		
	左記、統制活動を整備している	重要性の観点から、整備していない	業種業態からみて必要がない	会計監査人のアドバイスにはほぼ従う形に近い	自社で独自に判断した形に近い	決定方法は、どちらともいえない	不必要	必要	判らない
取引契約書を必ず取り交わしている。	1	2	3	4	5	6	7	8	9
取引先の与信管理は、受注処理の段階でチェックするようにしている。	1	2	3	4	5	6	7	8	9
売上計上にあたって、取引別に必ず計上の根拠となる管制的な証跡を確認のうえ実施している。	1	2	3	4	5	6	7	8	9
出荷基準の場合、出荷指図明細ではなく、出荷の事実(例えば、外部の物流業者から荷物の引渡に関する明細書)を確認のうえ計上している。	1	2	3	4	5	6	7	8	9
売上を計上するための伝票について、経理者以外の第三者が精査したうえで、売上入力をしている。	1	2	3	4	5	6	7	8	9
システムに売上を入力した際には、正しく登録されたかどうかをブルーリスト等で確認を行っている。	1	2	3	4	5	6	7	8	9
債権残高の確認は、顧客から残高確認書入手のうえ確認して計上している。	1	2	3	4	5	6	7	8	9

- Q14 貴社グループのIT全般統制の評価にあたり、選択した評価項目(統制活動)の数は、基盤単位で平均してどの程度ですか。また、その項目数に対する評価、決定方法について、お聞かせください。今後取り組まれる皆様は、今後の取り組みにあたっての予想としてご回答ください。
 貴社の現状としてもっとも当てはまるものを、下記の選択肢よりひとつ選んで回答番号に○印をつけてください。

IT全般統制で貴社が選択した評価項目数は、どの程度ですか。基盤ごとに評価項目数が異なる場合は、平均的な件数をお答えください。	
回答番号	選択肢(評価項目数)
1	20項目未満
2	20項目以上40項目未満
3	40項目以上60項目未満
4	60項目以上80項目未満
5	80項目以上100項目未満
6	100項目以上(約 項目)

IT全般統制の評価項目数の決定はどのように実施されましたか。	
回答番号	選択肢(決定方法)
1	会計監査人のアドバイスにほぼ従う形に近い
2	自社で独自に判断した形に近い
3	どちらとも言えない

※会計監査人以外の外部コンサルタントのアドバイスを受けている場合は、「自社で独自に判断」に含めてください。

左の評価項目数はIT全般統制の整備としては妥当な数ですか。	
回答番号	選択肢(評価)
1	少ないと思う
2	妥当である
3	多いと思う
4	かなりの多いと思う
5	判断ない

- Q15 IT統制の整備のうち、アクセスコントロールについてお尋ねいたします。貴社では、重要な勘定科目に関連する取引データの処理システムで、アクセスコントロールの目標としている整備水準はどの程度ですか。アクセスコントロール目標整備水準に関する下記の選択肢のなかから、当てはまるものにすべての回答番号に○印をつけてください。(複数回答可)
 また、そのような統制水準の決定はどのように実施されましたか。それは、貴社の現状からみてどのように思われますか。もっとも当てはまるものを、下記の選択肢よりそれぞれひとつ選んで回答番号に○印をつけてください。

アクセスコントロール目標整備水準 (複数回答可)	
回答番号	選択肢(アクセスコントロール)
1	データベースにアクセスしたかどうか、また、データの書き込み、修正したかを確認できる証跡が残るようにしている。
2	権限のあるものしかアクセスできないようIT上での何らかの制限をしている。
3	特定のシステムにアクセスを試みたことが成功不成功を問わず、履歴として、何らかの形で残るようにしている。
4	アクセス権の付与、変更については、正しい手順で実施されていることを確認する証跡を残すようにしている。

左の整備水準の決定はどのように実施されましたか。	
回答番号	選択肢(決定方法)
1	会計監査人のアドバイスにほぼ従う形に近い
2	自社で独自に判断した形に近い
3	どちらとも言えない

※会計監査人以外の外部コンサルタントのアドバイスを受けている場合は、「自社で独自に判断」に含めてください。

左の整備活動は貴社にとって、J-SOX対応としては妥当と思えますか。	
回答番号	選択肢(評価)
1	整備可能範囲は限られ、不満足であるが、現状ではしかたがない。
2	J-SOX対応として満足のできる水準を達成できる。
3	J-SOX対応に必要な整備水準がわからないので、判断できない。
4	基本的に、一部のアクセスコントロールの不足が、内部統制の機能の不備につながるか評価できない。

Q16 実施基準に記載されている項目で、財務報告の信頼性のための内部統制整備にあたり、どのようにすれば良いか迷った分野または、今後、迷いそうだという分野はありますか。(これから作業を予定されている会社の方は予想される内容としてご回答ください)

回答にあたっては、例を参考に、それぞれ分野別に、以下のそれぞれの視点別に、当てはまるものに対する回答番号に○印をつけてください。該当しない場合は、記入は不要です。
(複数回答可)

- ①基準に示されている内容を具体的にどのように対応すれば良いかわかりにくい。(具体的対応不明)
- ②基準に従って整備をするにあたり、社内外(例えば、部署間、会計監理人、コンサルタント等の外部機関)の見解が異なり、どのような方針で取り進むべきかわからない。(見解の不統一)
- ③基準に示されている内容を具体的に整備(文書化)する等、当該項目に対応する為の実務上の負担が大きい。(負担大)

【例】
基準で示されている全社的統制の42の評価項目について、見解が不一致でまとまらず、どのように整備すべきかわからないと判断した場合は、1及び2に○印を記載することになります。

実施基準で定められている項目	回答記入欄 (複数回答可) (該当しない場合は、回答不要)		
	① 具体的 対応不明	② 見解の 不統一	③ 負担大
例 基準で示されている全社的統制の42の評価項目が期待する統制の具体的な内容	○ 1	○ 2	3
a 基準で示されている全社的統制の42の評価項目が期待する統制の具体的な内容の記述方法と評価手続き	1	2	3
b 全社的統制の対象外としてもよい「優先拠点」かどうかの判断	1	2	3
c 持分法適用会社に対して定められている内部統制の整備水準	1	2	3
d 個々の42の評価項目の評価結果をグループ全体として総合的にとりまとめて評価する手続きと判断	1	2	3
e 全社的統制評価結果を業務プロセスの範囲設定に反映させる手順と判断	1	2	3
f 決算・財務報告に係る全社的な観点として整備すべき内部統制の具体的な内容	1	2	3
g 決算・財務報告に係る業務プロセスの観点として期待される内部統制整備の具体的な統制活動の内容	1	2	3
h 決算・財務報告に係る業務プロセスとして文書化すべき対象範囲の設定手続きと判断	1	2	3
i 業務プロセスの評価対象拠点の選定手続きと判断	1	2	3
j 業務プロセスの評価対象のプロセスの選定手続きと判断	1	2	3
k 業務プロセスのフロー図、統制記述書やRCMの記述の細かさ	1	2	3
l RCMに表記すべきアサーションなどの項目や内容(フォーマットの項目)	1	2	3
m キーコントロールの選定基準	1	2	3
n ITの全統制の評価結果を業務プロセスの統制に反映させる手続き	1	2	3
o IT統制として、文書化しなければならない内容	1	2	3

- Q17 これまでに貴社が進めてきたJ-SOX対応準備の結果についてお尋ねします。
実施基準に沿った内部統制の整備活動(J-SOX対応準備)は、貴社の経営にどのような意義がありましたか。項目毎に、もっとも当てはまるものを、下記の選択肢よりひとつ選んで回答番号に○印をつけてください。

項目	選択肢				
	かなりそう 思う	そう思う	どちらとも いえない	そうは思 わない	全くそう 思わない
自社が抱えている財務報告の信頼性を損なうリスクの識別が不足なくできた	1	2	3	4	5
財務報告の信頼性を高めるための統制の仕組みを整備することができた	1	2	3	4	5
社内規程などルールの遵守姿勢が浸透した	1	2	3	4	6
財務報告の作成に関連する業務処理の効率化につながった	1	2	3	4	5

- Q18 今後、貴社で取り組む内部統制の整備にあたっては、どのような点を重視されますか。該当する項目のうちもっとも重視する番号をひとつ選んで回答番号に○印をつけてください。

回答 番号	選択肢 (今後の取組方針)
1	業務処理の効率化を進める。
2	リスクの統制の整備範囲を、財務報告の信頼性確保に係る範囲から、経営活動全般に拡大する。
3	情報システムの活用を進める。
4	不正摘発や防止を目的とした統制機能を整備する。
5	組織文化や風土の変革に取り組む。
6	海外拠点での内部統制の整備に取り組む。
7	グループ会社の管理体制の整備に取り組む。
8	内部監査体制などのモニタリング体制の整備に取り組む。
9	その他()

差し支えなければ、会社の概要をお聞かせください。

1 貴社の年度決算月 月

2 貴社の事業区分

1 製造 2 小売 3 卸売 4 不動産 5 金融 6 運輸 7 建設 8 情報・通信 9 サービス 10 その他

3 貴社の上場市場を以下よりお選び下さい。 ※複数回答可

1	2	3	4	5
東京1部、大証1部、名古屋1部	東京2部、大証2部、名古屋2部	東京マザーズ、大証マザーズ、名古屋マザーズ	札幌、札幌マザーズ、福岡、福岡マザーズ	JASDAQ、JASDAQ NEO

4 連結対象のグループ売上高(直近の決算期) ※当てはまる番号に○印をつけてください。

1	2	3	4	5	6	7
100億円未満	100～500億円未満	500～1,000億円未満	1,000～3,000億円未満	3,000～5,000億円未満	5,000億円～1兆円未満	1兆円以上

5 連結対象のグループ会社の事業多角化の程度 (対象となる市場や顧客、提供する製品やサービスが異なる場合)

1 はば単一の事業である。 2 2つの異なる事業 3 3つの異なる事業 4 4つの異なる事業 5 5つ以上の異なる事業

6 連結対象のグループ会社の数 (貴社を含む)

社 左記のうち業務プロセスの文書化対象となった拠点 社

グループでの海外会社数 社 左記のうち業務プロセスの文書化対象となった拠点 社

7 貴社の本社所在地 ※当てはまる番号に○印をつけてください。

1	2	3	4	5	6	7
北海道・東北地方	東京都	東京都以外の関東地方	中部地方 (北陸・東海含)	関西地方	中国・四国地方	九州地方・沖縄

8 連結対象のグループ社員数 ※当てはまる番号に○印をつけてください。

1	2	3	4	5	6	7
100人未満	100～500人未満	500～1,000人未満	1,000～3,000人未満	3,000～5,000人未満	5,000～10,000人未満	10,000人以上

9 貴社の財務諸表監査の監査法人はどこですか。該当する監査法人名に○印をつけてください。個人事務所であれば、6に○印をつけてください。

1 あずさ監査法人 2 新日本監査法人 3 監査法人トーマツ 4 あらた監査法人
5 その他監査法人 () ※差し支えなければ監査法人名をご記入下さい
6 個人事務所

10 貴社は米国SOX法対応会社ですか。当てはまる場合は、下記1に○印をつけてください。

1 米国SOX法対応会社

調査結果をご希望の会社様は、以下の欄に郵送先のご住所、会社名、郵送先部門名をご記入ください。なお、担当者名等個人情報のご記入は不要です。

貴社名	
送付先住所 電話番号	T - 住所 電話番号
送付先部門名	